

国際課税におけるミスマッチと その対応について

京都大学大学院法学研究科教授

岡村 忠生

1. はじめに

➤ BEPS行動計画2とハイブリッド・ミスマッチ

はじめに、本日の報告の概略を述べます（資料1頁）。この報告では、租税法におけるミスマッチ（不整合）について検討をし、国際課税における対応のあり方を検討します。検討においては、現在、OECDを中心にいくつかの国が加わって検討が進められている BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）の行動計画2、これは、全部で15ある行動計画のひとつですが、この行動計画2でハイブリッド・ミスマッチが対象とされていますので、その議論を取り上げることになります。本日の報告を通じて、ハイブリッド・ミスマッチ（国際的不整合）と、国内法、特に民事法制との関係、国内法改正のあり方とその限界、そして、行動計画2における税源浸食への国際的な対応のあり方などについて、注意を払いながら議論を進めます。

BEPSの行動計画2では、本年3月にディスカッション・ドラフトが公表され、各国各界からのコメントを受けて、2014年9月16日（この報告の2日前）に報告書が公表されています。行動計画2は、国内法に関する部分と租税条約に関する部分からなり、それぞれを別々の委員



会（working party）が担当しているのですが、本日の報告では、国内法の部分、各国の国内法の改正に関する部分を主に取り上げることになります。この部分は、「アグレッシブな租税計画（Aggressive Tax Planning）」を担当した第11委員会が執筆しました。本日の報告は、ディスカッション・ドラフトを基本としてもものになりますが、可能な限りで、一昨日公表された報告書にも触れたいと思います。

本日の報告では、ミスマッチ（不整合）が税制の中でかなり普遍的に存在していることを指摘し、BEPS 行動計画2が対象をどのように選択したか、また、どのような対応が考えられているかを紹介します。そこでは、これから述べますように、支払利子控除が主な問題となって

いることが分かります。なお、この後にも述べますように、この行動計画2は、来年に勧告が出される予定の行動計画3のCFC税制（日本でのタックス・ヘイブン対策税制、外国子会社合算課税制度）の強化、および、行動計画4の利子控除を通じた税源浸食の制限と深く関わっていること、今回公表された他の報告書（行動計画1のデジタル・エコノミーへの対応、行動計画5の有害税制への対抗、行動計画6の租税条約の濫用防止、行動計画8の無形資産に関する移転価格税制）についても、同様に来年度の勧告と密接に関連することから、一昨日公表された全体のまとめであるExplanatory Statement：2014 Deliverables（2014年の達成事項の説明）では、今回公表されたものは、一応はドラフトの形にとどめることとし、来年2015年の達成事項を織り込むことができるようにすることとされています。

➤ 法人課税における利子控除

さて、昨年この大会の報告では、東京大学の増井良啓教授から、「多国籍企業の利子費用控除に関する最近の議論」という報告がありました¹。報告の中では、多国籍企業が税引後利益を最大化するために、税率の低い国で利益を計上し、税率の高い国で費用を計上するという地理的なミスマッチを生じさせて租税裁定を行うことが指摘されていました。そして、その方法として、負債（debt）と株式（equity）との間の課税の非対称性が利用されることが指摘され、利子控除に関する各国の制限措置や多国間での費用配賦の提案などの根本的な議論が紹介されていました。このような利子控除に関する問題は、まさにBEPS（国際的税源浸食と利益移転）の問題でもあり、行動計画4において取り上げるべき問題だと思います。スケジュール

通りに進めば、来年9月に勧告が出され、12月には、関連して、移転価格税制での利子取扱いに関する勧告も策定される予定です。つまり、本日取り上げる行動計画2の1年後に、利子控除に関する勧告が行われることになります。利子控除のあり方は、後ほど述べますように、法人課税の本質論に関係するので、この行動計画4は、BEPS行動計画の中でも、他よりも重要な位置にあると思います。行動計画4との関係では、本日取り上げるミスマッチに関する行動計画2は、かなり限られた範囲を対象としています。すなわち、ハイブリッド・インストリユーメント（金融手段）またはハイブリッド・エンティティ（主体、団体）を利用し、各国の間での法制的ミニマッチ（不整合）によりBEPS（税源浸食）を行うもの、しかも、利子費用控除が関係するものに限られています。おそらく、これらは比較的理解が容易であり、税源浸食が可視的であることから、行動計画2は、利子控除が絡む問題のうちの比較的やりやすいところ、共通理解の得やすいところから初める趣旨だろうと思います。そして、核心的な部分は、行動計画4で浮上することを期待したいと思います。

それから、先ほど少し申し上げた法人所得課税における利子控除についても、最初にお話ししておきたいと思います。世の中では様々な所得獲得活動が行われ、投資に対するリターンがそれぞれに異なりますが、完全競争市場では、投資はより高い利益が得られる事業に向かい、その事業に対する投資が過剰となって利益率が下がる、逆に、利益率の低い事業への投資は減少するので、その事業の利益率は上昇する、ということが繰り返され、一般均衡状態における利益率、すなわち、通常利益率に至ると考えられます。投資には金銭の貸付けが含まれますから、利子率は通常利益率を表すはずですが、そう

1 増井良啓「多国籍企業の利子費用控除に関する最近の議論」日本租税研究協会『消費税と国際課税への大きな潮流』4頁（2013年）

すると、法人税が利子控除を認める限り、借入れによって調達した資金による投資からは、通常利益に対する税収を得ることはできないことになります。法人税収は、一時的に生じる超過利潤からだけということになります。しかも、もし損失控除が完全に（法主体を超えて）認められていれば、その超過利潤も損失控除により帳消しになるはずです。

このことは、法人所得税の課税ベースや損失控除について、ある種の示唆を与えてくれます。法人税の課税ベースは、支払利子の費用控除や支払利子によって生じた損失のあり方によって、より明確に言えば、利子の費用控除を制限することによって、成り立っているのではないかと、法人税の課税ベースとは、控除できなかった費用であり、その中心にあるのは利子ではないか、ということです。もう20年以上も昔になりますが、米国財務省がCBIT（Comprehensive Business Income Tax）という法人税を提案したことがあります²。このCBITでは、支払利子と支払配当とは同じように扱われ、したがって、支払利子の控除は認められないことになっていました。これにより、法人による通常利益の投資からの収益に対する課税が可能となるわけです。そして、もし利子と配当が同じように扱われれば、今日、これからお話しするハイブリッド・ミスマッチによる税源浸食の問題も、大半は解消してしまうのです。法人税の課税ベース拡大にとって、利子控除の制限は切り札になると思います。

2. 問題の所在

➤ 様々なミスマッチ（不整合）

では、ミスマッチという角度から、利子費用

控除を用いた国際的な税源浸食について検討しましょう（資料1頁）。このミスマッチ、不整合という現象は、広く理解すると、税制を通じてかなり普遍的に存在します。たとえば、所得税法において、減価償却費を事業所得の必要経費としながら、その資産の譲渡時に生じる譲渡益は、資産の保有期間が5年を超えていれば、長期譲渡所得として二分の一課税を受けます。控除は全額認めながら、利益は半分しか課税していないのです。しかし、譲渡益は過年度の償却が過大であったことを示していると考えられます。借入れによる資産取得でも、現在の制度では、借入れが資産の取得価額に算入されてしまうため、支出なしに控除が認められることになります。これらキャピタル・ゲイン課税と借入れの取得価額算入は、いわゆるタックス・シェルターの基本的な構成要素に含まれます。タックス・シェルターの規制では、「借入れ」の意味（人的責任を負わないノン・リコース借入れの扱い）や資産の「取得」（課税上の所有者）の意味が、問われてきました。

ミスマッチは、複数当事者の間でも生じます。その例として、交際費や福利厚生費が考えられます。これらの支払いで生じる支出側での控除と受取側での非課税（Deduction/Non-Inclusion）は、不整合のひとつのパターンです。もうひとつは、両当事者で控除（Double Deduction）というものです。もっとも、複数当事者では、非課税主体や繰越欠損金を持つような赤字法人で課税が起らないことや、さらには課税時期のずれも、ミニマッチといえばミスマッチです。ミスマッチの概念は、際限なく広がりそうに思えます。

国際課税に目を向けると、国内において借入により資金を調達してその利子を控除しながら、

2 Report of the Department of the Treasury on Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Once,” Jan. 1992. The Report is available at <http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Pages/integration-paper.aspx#summary>

益金不算入となる外国子会社配当を得る行為は、国際的なミスマッチと考えられます。ここでは、ある納税者についてのミスマッチが生じていると同時に、配当を支払う相手方をはじめとする多国籍企業という複数の法主体間で、国際的な課税ベースの移転（Profit Shifting）が生じていると考えられます。

➤ ハイブリッド要素による不整合

BEPS 行動計画 2 が問題とするのは、ハイブリッド要素によるミスマッチ、すなわち、ある事実の法的性質、法的取扱いが国家間で異なることに基づく不整合です（資料 2 頁）。この「法的」における法は、租税法だけでなく、民事法も問題となり得ることに注意して下さい。たとえば、何が法人であるかは、日本では、法人法定主義といいますが、国家制定法だけが、法人格を作り出すことができるとされています。そして、ご承知のように、法人格がなくとも法人のように扱われる主体として、権利能力なき社団・財団という存在が民事法上認められており、租税法上法人扱いを受ける「人格なき社団」は、民事法上の権利能力なき社団・財団と同じもの（借用）と考えられます。ところが、後に見るように、行動計画 2 は、場合によっては、一定の団体や契約を課税の対象となる主体（納税義務者）と扱うことを求めています。このとき、租税法上、そのような規定を置くのは簡単ですが、それは民事法上の権利義務の主体ではないので（民事法を変えない限り）、そのような納税義務者の所得計算などをどのように行えばいいのか、これまで日本の租税法は民事法に基づいて課税関係を考えてきたので、ここには、検討の必要があります。

ハイブリッド要素による不整合としては、リース取引、レボ取引、非典型担保などにおけ

る（課税上の）資産の所有者、Debt と Equity の区別、法人課税の対象となる主体（Entity）とそうでないものの区別などの不一致に基づくものがありますが、行動計画 2 では、後に述べるように、3つのターゲットに絞って対応を考えています。しかし、その背景には、先に述べたように利子控除による税源浸食、言い換えれば、課税ベースの移動の問題が控えており、対外投資についても対内投資についても、一定の対応が行われています（資料 2 頁中）。このうち、Inbound については、国外に支払われる利子についての控除制限が、移転価格税制、過小資本税制、過大支払利子税制の 3つの制度で行われています。しかし、国内に支払われる利子については、制限がありません。また、内国法人からの配当の益金不算入については、負債利子控除（負債利子に対応する部分は益金に算入する制度）がありますが（税法 23 条 4 項）、外国法人からの配当の益金不算入については、そのような制度は設けられていません。このことには、検討の余地があります。利子控除と法人税の本質論については、先ほど説明した通りで、利子控除の制限といういわば「切り札」をどのように扱うか、対応して、法人への投資に係る収益を株主や債権者レベルでどのように課税するかが問題となるでしょう。法人への投資家の段階までを視野に入れた場合、法人税、すなわち、法人段階課税が、必ずしも所得課税である必要性はないと思います。

➤ 国内法による国際的不整合への対応

国内法による国際的不整合への対応を見ましょう（資料 2～3 頁）。といっても、日本は、LPS 事件（米国で組合課税を受けているデラウェア州法のリミテッド・パートナーシップを日本の課税庁が法人とみなした事件）³に見られ

3 東京高判平成 25 年 3 月 13 日訟月 60 巻 1 号 165 頁（法人性を肯定）、名古屋高判平成 25 年 1 月 24 日裁判所 HP（法人性を否定）、大阪高判平成 25 年 4 月 25 日裁判所 HP（法人性を肯定）など。

るように、相手国での扱いは視野に入れていませんでした。また、立法についても、先ほどの言及した外国法人配当の益金不算入に係る問題があります。すなわち、支払配当を損金算入する国から受けた配当についても、日本で益金不算入としてよいかという問題です。もし、それは適当ではないとすると、問題はさらに広がります。相手国で、損金算入はできなくても、課税もされていないような利益の配当であればどうか、課税があったとしても、軽減課税であればどうか、といった問題が出てきます。日本でもかつては配当軽減税率が設けられていましたが、このようなものをどう扱うかが問題となりそうです。さらに、このお話の裏側として、日本の納税者が外国に利子を支払ったとき、その利子が外国で非課税とされているのであれば、日本はその支払利子を費用控除する必要はない、あるいは、控除すべきではない、ということになるかもしれません。この問題は、まさに BEPS 報告書行動計画 2 が議論しているところ です。

米国を見ても、やはり、外国を見て国内的な扱いを考える、ということにはしていません。ただし、米国では民事法の立法権や民事裁判権は、原則として各州にあり、州ごとの差異があります。したがって、連邦税である所得税・法人税では、日本のように民事法の形成する法律関係に依拠して課税要件事実を判断し、租税法は民事法の概念を原則としてそのまま受け入れる、といった仕組みをとることができません。ですので、たとえばリース資産の所有者や debt/equity の区別などについても、租税法として独自の判断をします。しかし、それでも、ペプシコの事件や STARS (Structured Trust Advantaged Repackaged Securities) のようなミスマッチを利用した負担軽減策が行われ、問題とされています。

立法による対応では、米国は世界をリードしており、BEPS 行動計画 2 の報告書も、このような米国の規定を参照していることは間違いあ

りません。たとえば、内国歳入法典1503条(d)の二重連結申告による損失控除は、行動計画でも検討されています。また、894条(c)では、相手国が所得としたかどうか、課税をしたかどうかで、規定の適用の有無が決まるようになっています。901条(m)は、外国税額控除の対象とする外国税について、一定の調整をしています。

内国歳入法典904条(f)と909条は、日本でも立法の検討が必要です。904条(f)(国外損失のリキャプチャー)は、ある年度に外国で損失が生じて国内所得を相殺した(全世界所得課税ですから)後、外国で所得が生じた場合、その外国所得を国内所得とみなし、その所得に係る外国税額控除を制限する規定です。このような外国での損失と所得は、外国での繰越欠損金の控除により、相殺されている(べきである)と考えられるためです。909条(国外所得と外国税額控除の対応確保)は2010年に制定された規定で、foreign tax credit splitting と呼ばれる外国所得とこれに係る外国税額控除とを切り離すような税負担軽減策を防止するものです。合衆国の外国税額控除の対象となる外国税は、その外国の法律の下で、納税義務を課された主体が支払ったものと考えられます。そこで、外国法の下で納税義務者となる主体と、合衆国が課税の対象とする所得が帰属する者とを分離することができれば、合衆国の所得税を課されない所得について、外国税額控除を得る可能性が生じます。909条は、これを防止する規定です。この分離をする手法として、リバース・ハイブリッドという法主体に係るミスマッチが利用されること(reverse hybrid splitter arrangement)が多いので、この規定は、このようなミスマッチによる不整合の防止規定と考えることもできます。

ここで、「ハイブリッド主体」と「リバース・ハイブリッド主体」という言葉の意味を説明します。これらの言葉には、必ずしも一致した意味が与えられてきたわけではありませんが、こ

の報告では、「ハイブリッド主体」とは、第1の国の租税法の下で納税義務者とならない（透明である）が、第2の国の租税法の下で納税義務者となる主体（団体）について、第1の国から見た場合をいい、「リバース・ハイブリッド主体」とは、その主体を第2の国から見た場合をいいます。日本は、たとえばLPS事件にも見られるように、法主体を積極的に認める方向で税制を運用してきましたが、このことは、リバース・ハイブリッド（日本からは法主体、外国からは透明）が生じやすくなっていることを意味します。したがって、このような規定は、日本にも必要であると考えられます。

EUでは、日本で進められている外国子会社配当益金不算入の見直し（控除された配当は非課税の対象としない）と同様の指令が出ています。

3. BEPS の観点から

➤ 支払いへの着目と3つの方策

このように、不整合には様々ありますが、行動計画2は、対象を主体（entity）または金融手段（instruments）の取扱いに関する国家間の不整合に絞って入っています（資料4頁）。そして、「支払い」という現象について、その当事者に生じるD/NiとDDという不整合を対象としています。

D/Ni（Deduction / Non-Inclusion）（支払側控除／受取側非課税）
DD（Double Deduction）（支払側控除／受取側控除）

もちろん、II（二重課税）、ND/ND（二重非控除）、ND/I（非控除／課税）のような納税者に不利な不整合も当然あり得るわけですが、これらのうち、二重課税についてのみ、D/NiやDDを打ち消す限りで、考慮されています。なお、法人と株主は独立して課税を受けるとい

う考え方からは、少なくとも株主が個人であれば、二重課税が生じてもよい、というより、二重課税が原則であると考えられます。そして、米国は昔から個人と法人に二重課税を行ってきましたし、ほとんどのヨーロッパ諸国でも個人と法人との二重課税排除措置は廃止されていますので、ますます、二重課税が原則であると思えるのですが、行動計画2で対応しているのは、D/NiとDDになります。

対応策としては、(a)～(c)の3つが用意されています。

- (a)支払国で控除された支払いについては、受取国は非課税や課税繰延べの対象としない。
- (b)受取国で所得に算入されない（かつ、タックス・ヘイブン対策税制の適用を受けない）支払については、支払国は控除を認めない。
- (c)一方の国で控除が認められる支払については、他方の国は控除を認めない。

ただし、(a)については、各国がまず国内法を改正することが求められています。そして、それができれば、かなりの部分のミスマッチが解消されるだろうと述べられています。日本も、法人税法23条の2の改正として、できるだけ早く実施すべきであると考えられます。

(b)と(c)はリンクング・ルールと呼ばれるもので、相手国がどのように扱っているかに依拠して、自国がルールを適用するかどうかを決める、というものになっています。ルールの適用が相手国のやり方にリンクしているので、リンクング・ルールというわけです。

対象となる取引は、ハイブリッド要素を持ち、かつ、そのハイブリッド要素に基づいて不整合、といっても、D/NiまたはDDに限られますが、これらが生じることもとされています。

➤ 両当事者を合わせた税負担の減少

さて、対応策が発動されるための要件は、非常に興味深いものとなっています。すなわち、取引の両当事者の税負担の合計額が減少することとされています。それが両当事者のうちのどちらであるかは示す必要がありません。制度設計の原則（資料4頁下の2A）でも、防止ルール（ただし、(a)は一般法ですから、リンキング・ルールの(b)と(c)になります。）の適用にあたって、税収を失ったこと（納税額が減少したこと）を、国は主張する必要がないとしています。ハイブリッド・ミスマッチにおいて、どちらの国が税収を失ったかは決められない、という考え方なのです。

このような考え方は、従来なかったものです。たとえば、租税回避の否認規定といわれる行為計算否認規定を考えてみて下さい。この規定が適用される要件は、「不当な税負担の減少」です。これまで裁判等で争われてきたのは、「不当」か否かですが、税負担の減少が存在することは、いわば当然の前提とされてきました。ところが、ハイブリッド・ミスマッチの防止ルールでは、そうではありません。国は、自国が課税の対象としうる課税ベースが減少したと言えなくても、このルールを適用します。どちらかの国で減少していれば、防止ルールが適用できるわけです。

しかし、このことは、ルールの適用について、微妙な問題を引き起こします。仮に、ハイブリッド・ミスマッチが生じたとき、一体どちらの国に課税権があるのが決められないとします。しかし、では両方の国が課税してしまう、と言うわけにも行かないでしょう。そこで、相手国の課税の有無を見て自国が課税をするかどうかを決めるというリンキング・ルールが作られた、ということになります。問題は、このリンクがうまく働くかどうかです。資料の22頁（および6頁）を見て頂くと、さらに、リンキング・ルール（ハイブリッド不整合ルール）の優先順位が記されています。表の一番上を見て頂

くと、まず主たる対応として、（受取国で国内法改正が行われなければ）支払国で控除を否認する、それかなければ、受取国で所得に算入する、このように行ったり来たりする対応になっています。問題は、主たる対応としての支払国での控除否認を、受取国はどのように知るか、また、受取国は、支払国がいつまでに控除否認をしなかったときに、防御ルールの適用、すなわち、所得算入ができるか、という問題です。ここをしっかりと決めておかないと、支払国は、受取国が防御ルールを適用すれば、または、適用しそうになったら、主たるルールを適用する、という戦略をとるかもしれません。そうすると、受取国に、いわゆる囚人のジレンマのようなことが生じてしまいます。課税権の所在が明らかではない所得を課税の対象とするために、このような問題が生じるわけです。

しかし、考えてみれば、このことは、BEPSの問題全般、行動計画全般を通じて生じていることです。BEPSの議論は、今日の国際的な課税逃れの有り様を相当程度、明らかにしました。これまでのルールでは捕捉できない所得や取引が存在し、行動計画でも明らかになったように、グーグル、アマゾン、スターバックス、アップルなどの身近で有名な国際企業までが、合法的に課税を逃れていたことが明らかにされたわけです。課税を逃れた所得、どこの国にも属さないような所得があることは、明らかになりました。問題は、ではどの国がそれに課税をするか、ということになります。いわば浮いていた所得をどちらが取るか、そこでの課税権の原則が、少なくともハイブリッド・ミスマッチに関する限り決定できず、結局は、今申し上げたように、主たる対応と防御ルール、その前段階として国内法改正という、いわば三段構えの構図を作ったわけですが、場合によっては、先に手を出した国が勝つ、といったことになりかねない印象を受けます。

また、行動計画2では詰め切れなかったのかもしれませんが、伝統的な国際課税のルールに

どうはめ込んでゆくかには、課題も残っています。たとえば、リンキング・ルールを適用して所得算入が行われる場合、その所得の源泉地をどうするか、という問題があります。

▶ ハイブリッド金融手段

それでは、ここからは具体例を見てゆくことにしましょう。まず、ハイブリッド金融手段です。資料8頁の図と説明を見て頂くと分かると思いますが、典型的なD/NIのケースになっています。たとえばブラジルでは、利益の配当は損金に算入されますが、日本は、そのような配当についても益金不算入を認めて来ました。国税庁HPの質疑応答事例では、損金算入配当にも益金不算入を認める理由として、「外国子会社の所得については、その所在地国の課税によって完結しており、所在地国における課税の可否や税率の多寡は問わない」と述べられています⁴。この「完結」という言葉には、相手国の課税のあり方を問題としない、という考え方が表れています。しかし、行動計画2は、これまでのこのような考え方を改め、両国の間に不整合があり、解消しなければならないと考えるわけです。Debt/Equityの不整合（A国では株式、B国では社債）は端的なものですが、これ以外にも、(a)~(e)で示したようなバリエーションが考えられます。これらは、Debt/Debt mismatchesと言われています。

資料9頁の例は、いわゆるレポ取引に対する扱いに、A国とB国で差異があることを利用したものです。すなわち、A国は実質主義により、レポ（買戻特約付譲渡）を行っても、B子会社株の権利者はA社のままで変化しないと扱います。ところが、B国は形式主義なので、権利者はB社になるとする。この結果、B社

の配当は、B国では子会社配当として益金不算入、A国では、A社が受け取ったものとみなされ（外国子会社配当として間接外国税額控除）、レポの費用（B子会社株の売却価格が買戻価格より低い部分）を利子控除の対象とします。以上の結果、資料9頁の表にあるように、外国税額控除超過額21が生じます。また、もしA国が日本のように外国子会社配当益金不算入の制度を用いている場合には、70の損失（支払利子のみ控除される）が生じます。ただし、日本では、5%だけは課税されるので、全減というわけではないのですが、。これを見ても、法人税法23条の2は、改正をして益金不算入額を適正化することが必要だと思えます。

1頁飛ばして、資料11頁に行きます。この表は、本年3月に公表されたディスカッション・ドラフトですが、基本的には先日の報告書(Deliverable)（資料22頁）と同じです。その考え方は、まず、国内法の改正により、受取配当の非課税措置は、控除される配当に適用しないこととする。これで、ミスマッチのかなりの部分は除去されます。たとえば、最初のケースはこれで解決されます。その後問題になるのは、主にDebt/Debtのミスマッチになります。二番目の例では、A社がB社にレポ費用（金利）として70の支払いを行うという債務(debt)が、B国では株式譲渡益として、非課税または軽減課税を受けています（表では非課税）。この不整合（B国で通常所得課税を受けないこと）がある限りで、A国は70を利子控除してはならないことになります（主たる対応）。もし、A国がそうしなければ、B国はこのレポ差額70に通常所得課税をしなければなりません。注意して欲しいのは、ここでは、レポの扱いそのもの（私法上または租税法上、株式の貸借なのか譲

4 国税庁HP 質疑応答事例「外国子会社配当益金不算入制度の対象となる剰余金の配当等の額の範囲について」(2014年10月28日閲覧)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/25/02.htm>

渡なのか)を両国で合わせる、という指示にはなっていないことです。あくまでも、控除または所得算入について、勧告が行われます。

資料10頁に戻ります。ここでは、子会社株式会社ではなく上場社債について、レポが行われています。B社は、この社債を保有している期間に受けた社債利子(10%源泉徴後)を、A社に支払う契約となっています。そして、ここでも、A国は実質主義(社債の権利者はA社と扱う)、B国は形式主義(権利者をB社と扱う)を取るのです。B国による支払利息への10%源泉徴収税について、B社は国内の所得税額控除をB国に、A社は源泉徴収に対する直接外国税額控除をA国に請求し、二重の税額控除が生じます。資料22頁の報告書のまとめの部分にはっきり書かれていますが、このような場合の税額控除については、それぞれの国で生じる課税所得の比率に応じて与える、この場合でいうと、100:10になりますが、この比率で与えるように、国内法を改正することが勧告されています。この改正とその執行は、先ほどの配当益金不算入の制限とは異なり、相手国での源泉徴収の金額に加えて、課税所得の発生額を知る必要があるのです。やや困難ではないかと思います。たぶんそのような事情で、ディスカッション・ドラフトでは少し控えめに書かれていたのですが、今回の報告書では、正式に取り入れられましたので、日本も、このような場合の所得税額控除と外国税額控除について、改正が必要になります。

再び資料11頁ですが、技術的問題として、課税のタイミングのこと、すなわち、合理的な期間内のタイミングのズレはミスマッチとは扱わない、という方針が示されています。このことをどう具体化するかが問題となります。そこにあるOIDルールとは、日本では社債発行差金を償還満期までの期間に配賦する処理がありますが、このような処理を金銭債権全般に拡張するルールで、米国が実施しています。控除の意味や制限については、先ほど、法人税法23条の

2の改正に関して概ね述べました。通常所得課税についても、国内の個人所得課税ですが、措置法3条以下の利子所得の分離課税などは、非居住者も対象としているので、改正の要否の確認が必要だと思います。

資料12頁では、非課税主体(ここでは公益法人)が当事者となるハイブリッド金融手段についての考え方を示しています。説明にあるように、ルールは適用するが、A国で非課税であることには変わりないという結論になります。

ハイブリット金融手段のミスマッチについては、ミスマッチのある金融手段が広く流通し、事情を知らずに取得される場合もあることから、以上のルールの適用範囲(の限定)が問題となります。報告書は、まず、対象範囲を限定しない国内法の改正(外国子会社配当益金不算入の制限など)を勧告しています。それで取りこぼすものについては、リンキング・ルール(主たる対応と防御ルール)になるわけですが、その適用範囲について、ディスカッション・ドラフトでは2つの考え方が示され、パブリック・コメントが求められていました。それが、Bottom-upアプローチ(資料12頁下)とTop-downアプローチ(資料13頁)です。Bottom-upアプローチは、対象範囲を最初から限定するという考え方、Top-downアプローチは、限定せずに例外として広く取引されているものや執行上の負担が不合理に大きいものなどを除くという考え方です。

パブリック・コメントが圧倒的にBottom-upアプローチを支持したため、この度の報告書ではそちらが採用されましたが、問題は、その限定をどうするかです。その方針は、関連者間取引と仕組取引(Structured Arrangements)を対象とするというものですが、関連者間取引については、協働者(Acting in Concert, Acting Together)を含むことが問題となりそうです。仕組取引も範囲がかなり広がる可能性があり、たとえば、資料13頁の図のような場合、すなわち、延払条件付販売について、

B国が金利部分を分離して利子控除するのに対して、A国は譲渡代価に含めてしまってキャピタル・ゲイン課税をするような場合も一応は対象となり得ることが、ディスカッション・ドラフトでは示されていました。この場合、当事者が意図したものかどうか、また、このような不整合を知り、または、知るべき立場にあったかが問題となり得ますが、これを確認するようなルールは、かなり複雑なものとなることが懸念されることも述べられていました。この度の報告書では、資料22頁下に示したような定義（訳出しているのは概略部分だけで、かなり細かいルールが設けられています。）によることになります。関連者と協働についても資料22頁下に示しましたが、これらは、日本の租税法の関連者などとは違う定義の仕方になっています。外国についてもその国の国内法との不一致があると思われるので、各国がどのような国内的インプリメンテーション（具体化）をするか、BEPS行動計画の影響力を見る上で、興味深いところです。

➤ ハイブリッド主体

もうひとつの類型であるハイブリッド主体（事業体）に行きます。資料14頁の上の図は、A国から見てハイブリッド主体、すなわち、A国はB社に法人格または租税上の主体（納税者）としての地位を与えていないが、B国はこれを法人として扱う場合です。まず、仮にB子会社（BSub 1）がないとすると、B社が所得を得れば、A国とB国の二重課税を受けます。このとき、A国の二重課税排除措置が働くか否かは明らかではありません。B社の支払ったB国税を、A国がA社の支払った外国税と考えかどうかによると思われます。逆に、B社に損失が生じれば、両国で控除されます。このような二重課税と二重控除は、典型的なミスマッチであり、生じない方がよいと思われしますが、行動計画2では、このような単純な二重課税や二重控除には対応しないこととしています。

つまり、これだけではBEPSは生じないと認識されているわけです。行動計画2による措置の対象となるのは、B社が第三者に利子を支払い、その控除が連結子会社であるBSub 1の所得を減少させる場合です。この考え方はやや理解が難しいのですが、B社の利子の支払いという二重計上費用（DD）が、二重課税を受ける可能性のない所得を相殺して初めて、措置の対象としようということです。つまり、利子控除がA社とB社のみで二重控除されていても、二重課税（二重の算入）を受ける所得と相殺されるだけなので、それだけでは問題にしない、という考え方であり、対応範囲が限定されているのです。

資料14頁の下図は、B社が法人ではなくPE（恒久的施設）である場合です。PEについては、日本の最近の改正でも、いわゆる帰属所得主義の下で、子会社ように扱うことになりましたが、外国の中には、さらに進んで、連結納税も認めようという国もあるわけです。そうすると、PEはA国から見て一種のハイブリッド主体になります。この例は極端ですが、いわゆる帰属所得主義に基づいてPEの子会社みなしというような考え方を追求すると、ハイブリッドやリバース・ハイブリッドが生まれてくることに注意をすべきであると思います。

資料15頁上の図は、B社という二重居住者法人が、二重連結を行い、損失を二重控除する例です。ここでも、B子会社の所得を相殺することが問題とされています。なお、本日お話ししている行動計画2は、先にも述べましたように国内法に関する部分と租税条約に関する部分に分かれ、本日は国内法の部分を取り上げていますが、租税条約の部分で、B社のような二重居住者法人への対処が勧告されています。また、先に見た米国の内国歳入法典1503条(d)は、外国税額控除について、制限を行う規則の制定権限を与えています。

資料15頁下の図は、A社がB社に貸付けを行い、利子を収受するもので、D/NIが生じ

ています。ハイブリッドが行う利子の支払いがもたらす効果です。これは、報告書（資料22頁）では、別項目として、上から2段目に整理されています。「無視される」というのは、A国が無視するということです。この場合、もし、B社をA国がPEとし、帰属所得主義により子会社扱いをするのであれば、無視される支払いは生じないことになります。

資料16頁の図は、A子会社のPEがA社に利子を支払うのですが、このPEがB子会社と連結され、B子会社の所得を相殺するというパターンです。この支払利子を、A国は無視するので、D/NIが生じます。

ディスカッション・ドラフトの勧告では、a)～c)により、前述の二重算入が生じうる場合を対象から除外しています。この考え方の理解の方法としては、まず、c)の二重算入を見てください。関係両国において課税の対象となり得るような所得を言います。たとえば、B国に所在し、B国で法人と扱われる団体が、その投資家のいるA国で組合と扱われる、これは不整合であり、B国で所得が生じれば両国で課税を受けます。これが二重算入所得です。この団体について、損失が生じれば両国で控除されます。が、それだけでは、問題にしないとしているのです。措置の対象とされるのは、控除が二重算入所得以外の所得を相殺する場合です。

問題は、資料17頁中程にある対応策です。DDについては、主たるルールは、投資家の国（A国）での控除の否認、防御ルールが、子会社の国（B国）での控除否認になります。報告書（資料22頁）では、DDと書かれた段の上の方の段になります。投資家の国の方が全体の仕組みをつかみやすいので、この優先順位が設けられているのだと思われます。また、主たるルールと防御ルールのいずれについても、否認された損失控除については、繰越が認められています。それから、e)とf)では、相手国における課税上の扱いを納税者に立証させる点に特徴が認められます。

このような方法には、根本的な問題もありそうに思います。それは、法主体とは何かをめぐる民事法と租税法の関係です。いま、A国から見たときのハイブリッド主体は、法制度上は、A国には見えません。場合によっては、何か人と金が集まっているかのような実態はあるのかもしれませんが、法的には不可視です。しかも、たとえば日本のような民事法制に依拠した課税要件を設けている国、少なくとも租税法の解釈適用を民事法に依存している国では、民事法上の権利義務の主体ではないので、Aという法人がある支払いをしたとき、それをA国のA社本体がしたのかB国のハイブリッドが行ったのかを民事法のレベルで明らかにすることは、非常に難しいと思われます。つまり、A国にとっては、見えない、存在しない法主体について、損益の帰属を決めることは、この図に書かれているようにはっきりしていればいいのですが、むしろ、その事実の認定に至るまでが大変で、そこでは民事法上の権利義務の帰属という一般的な課税要件事実判断の方法が使えない（かもしれない）、ということです。

この問題は、D/NIではもう少し深刻です。D/NIについては、まず支払者の国における控除の制限になりますが、制限が働かなければ、防御ルールとして、受領者の国が通常所得に算入することになります。控除を制限するのは、B国、つまり、その主体が見える国が行いますから、ことは租税法上の話だけで済みます（支出の事実があっても、控除要件に当てはまらなないと構成される）。これに対して、先に述べたように、A国はハイブリッドの存在が見えませから、所得の算入については、それは事実なのか擬制なのかを考えておく必要があります。また、借方側の資産の増加や貸方側の利益積立金額または資本金等の額の増減をどうするか、日本の税制では整理が必要です。

➤ 第三国への拡大（不整合の輸入）

ここまでは、AとBの2つの国でミスマッ

チがあり、両者を合わせて考えると、税収が減少していた、ミスマッチにより、どちらの国かは分かりませんが、とにかく両国を合わせた課税ベースについては侵害があった場合でした。これに対して、このような侵害が、第三国に持ち込まれる、輸入（import）される場合が、ここからの問題です。なお、この整理は、3月のディスカッション・ドラフトにおけるものですが、このような侵害の手法がリバース・ハイブリッドとそれ以外に分かれることから、この度の報告書では、リバース・ハイブリッドを別項としています。資料22頁では、D/NIの上から3段目になっています。

資料18頁上の図が、そのリバース・ハイブリッドによる第三国への輸入の例になります。B社は、A国から見てリバース・ハイブリッド、つまり、A国はB社を法主体として認識しますが、B国は独立した法主体とは扱わず、透明とします。既に述べていますように、日本の租税法は私法に依拠して課税関係を作っているの、透明となると、それはほんとうに透明、つまり、私法上の権利義務が帰属しないことになります。しかし、そうではない国、たとえば米国のことを最初に申しましたが、こうした国では、単に納税義務者とは扱わないだけで、私法上の存在とは別です。また、私法に依拠しているドイツでも一部の人的会社については、納税者として法人税の対象とすることはしていません。おそらく、かなりの数の国において、私法上は権利義務の主体であるが、課税上はそうは扱われないような私法上の法形式があるだろうと思います。さらに、米国では、ご存じと思いますが、いわゆるチェック・ザ・ボックス規則が1996年、という、もはや20年弱の昔になりますが、その年に登場し、上場株式会社などの一部の法人を除いて、事業体（日本の民法の言葉では団体）は、法人税の課税を受けるかどうかを選択することができるようになりました。これは、民事法の制定権限を持つ州が、法人課税を受けないような私法上の団体制度をいろい

ろと作り出し、課税庁が法人とそうでないものを区別できなくなったからです。チェック・ザ・ボックス規則は、法人課税を納税者に選択されるという思い切ったやり方をとりましたが、この規則こそが、ハイブリッド・ミスマッチの大きな原因であることは間違いないように思います。特に、米国で設立され、チェック・ボックスにチェックを入れなかった（法人課税を選択しなかった）団体の多くは、米国の民事関係では当事者能力があり、外国から見れば、リバース・ハイブリッドになることも多いと思われます。おそらく、行動計画2を策定した担当者達は、このような団体を念頭に置いており、この後述べますように、こうした団体にチェックをしたものと見なす課税をしても、特に納税義務の所在を巡る問題は生じない、つまり、こうした団体には、納税義務を帰属させ、履行させることができると考えているように思います。BEPS行動計画2は、主体を「透明（transparent）」と「不透明（opaque）」に区別していますが、「透明」の中には、日本の私法上は法主体（法人）に該当するものが含まれるだろうと思います。

もちろん、考えてみれば、日本や他の多くの国では、私的自治や契約自由の原則が認められており、人々の集まりである団体を法人格のあるのとするかどうかは、その人達がどのような私法上の法形式を選択するかによるわけですから、この意味では、法人課税の選択はできるのです。しかし、権利義務の主体ではないような団体、たとえば民法上の任意組合や信託について、仮にこれを法人と見なして納税義務を課したとしても、納税義務も金銭債務の1つである以上、法主体ではないものに対して債務の履行をどう確保するのかという問題は残ります。BEPS行動計画2は、そうした根本的な問題は、議論の対象としていません。

お話が抽象論に流れましたが、資料18頁上の図に戻ります。その説明にありますように、第三国の主体C社が支払った利子は、C国で

は控除されているのに、B社はA国から見たときにリバース・ハイブリッドですので、A国もB国も課税の対象としないことになります。これは、D／NIです。

対応策ですが、資料20頁の表と22頁の表とを比べながら、お聞き下さい。ディスカッション・ドラフトでは、まず、投資家の国であるA国が、CFC税制（外国子会社合算課税）や外国投資ファンド税制（日本にはありません。子会社以外の投資についても、ファンド等での留保利益に対して配当を待たずに課税をする制度です。）を強化する国内法改正を勧告しています。このようなCFC税制強化の国内法改正の勧告は、この度の報告書にも登場はします。しかし、このような国内法改正で対処できない場合のリンキング・ルールとその優先順位については、ディスカッション・ドラフトと報告書では、少し違いがあります。ディスカッション・ドラフトでは、主たる対応として投資家国、A国での所得算入、第二次的ルールとして中間介在者所在地国により、当事者がリバース・ハイブリッドと扱っている主体については、課税の対象とする、つまり、法人扱いすることを求め、最後の防御ルールとして、第三国であるC国による支配利子の損金不算入を勧告しました。これに対して、報告書では、国内法改正について、CFCやオフショア投資税制（ディスカッション・ドラフトが外国投資ファンド税制と呼んでいたもの）に加えて、ディスカッション・ドラフトでは第二次的ルールの位置にあった中間介在者国によるリバース・ハイブリッドの法人みなしを、国内法改正の順位に引き上げています。そして、リンキング・ルールとしては、支払国（C国）による利子控除否認のみをあげています。この変化は、要するに、中間介在者国による法人みなしを、国内法改正をして改善するよう、より強く求めたと言うことになります。その意味はどこにあるのでしょうか。私は、これは、米国のチェック・ザ・ボックス規則に向けられたメッセージであろうと思います。

このようなはた迷惑な規則は、できれば止めて欲しい、という思いがあるように感じられます。

しかし、事業体の選択は、私法のレベルにおいてはどこの国でも認めていることです。このことには、十分な配慮を払うべきだろうと思います。米国で会社を設立してチェックを外すのと、日本で組合を設立するのとは、権利義務の帰属の仕方が異なり、意味が違うと思います。

資料18頁下の図では、リバース・ハイブリッド以外のミスマッチの輸入（間接的課税権侵害）として、ハイブリッド金融手段の影響が第三国であるC国に及ぼされている場合があげられています。これも、D／NIです。また、資料19頁の図では、ハイブリッドおよびリバース・ハイブリッド主体を利用したミスマッチが、やはりC国に及ぼされ、D／NIが生じています。しかし、どちらのケースでも、C国の借主法人にとって、背後にこのようなハイブリッド・ミスマッチが存在することは知るよしもないかもしれません。そのため、防止ルールの適用範囲（制限）として、支払者国のC国については、支払者と中間介在者、投資家が同一の支配グループに属していること、または、支払者が租税回避の取決めの当事者であることという限定が加えられています（資料20頁下）。この制限は、この度の報告書でも同様に取り入れられています。

4. まとめ

資料21頁のまとめに入ります。まず、BEPS行動計画2との関係で、日本が法整備をしなければならない課題として、法人税法23条の2の改正があります。これは、繰り返し述べたとおりで、支払国で控除される配当については、益金不算入の対象としない旨の改正を、来春にも行う必要があります。

このとき、さらに、いくつかの問題が頭をかすめます。たとえば、支払国で一部損金算入される場合や、損金算入ではなく、配当された利

益に軽減課税が行われているような場合（かつて日本にもありました。）です。これらは、タックス・ヘイブン対策税制との関係、連続性の問題になってくるものと思われます。したがって、来年に公表される行動計画3（外国子会社合算税制・CFC税制や国外投資ファンド等税制の強化）の結果を見てから、検討をすることになると思います。また、95%という益金不算入割合については、やはり来年公表予定の行動計画4（利子控除による税源浸食の制限）の結果を見つつ、なぜ95という数字が出ているのか、また、内国法人からの受配と同様、負債利子対応部分については益金に算入すべきではないかという点について、再検討が必要であると思います。このように、行動計画2は、行動計画3および行動計画4と深く関わっており、とりわけ、行動計画4が議論している利子控除の制限について、どの程度深い議論が行われるかが、注目されるところです。なお、本日は取り上げませんでしたが、ハイブリッド・ミスマッチについては、租税条約による対応も重要であり、二重居住者や透明の主体が引き起こす問題に対応するためのモデル条約の改正と同コメントリーの改訂が、報告書で勧告されています。

行動計画2に関する今後の論点として、bottom-upアプローチを採用したことから、今後、関連者やstructured arrangementを巡る概念整理や、事実認定など、かなり難しい問題が生じてきそうに思います。懸念されるのは、これらについて、さらに国家間の解釈の違いが生まれ、ミスマッチが再生産されるようなことです。通常所得の範囲、支払いの概念、課税繰延べの限度などについても、複数の解釈が可能ですから、各国で違いが出て来ないように、十分な検討が必要になると思います。

また、ハイブリッド金融手段とハイブリッド主体とは互換性があること（どちらを使っても同じようなミスマッチを作出できること）は、ディスカッション・ドラフトでも意識されていましたが、報告書は、このことを意識して、勧

告の体系を、ハイブリッド金融手段とハイブリッド主体に基づくものから、DDとD/NIに基づくものへと変更しました。

それから、これは各国の民事法制とも関係しますが、主体が透明であるか不透明であるかという、これまでOECDの租税委員会が一貫して行ってきた区別が、これでいいのかどうか、考える余地があるかもしれません。たとえば、日本の特定目的会社または特定目的信託に対する課税方法は、大まかには、利益留保をしない限り、配当を損金算入する方式です。これらは、法主体ではありますが、租税法では、一人前の法人扱いはしていません。このような中間的なものは、もっとあり得るように思います。チェック・ザ・ボックス規則の対象となる米国の様々な事業体も、実態としては個人企業から会社まで、様々なものがあります。このような中間領域に関する税制の整備は、米国のパートナーシップ税制やトラスト税制に見られるように、かなり複雑にはなります。しかし、こうした中間領域で新しい事業が起これ、新陳代謝によって産業の発展が促されてきたことも事実です。行動計画2におけるリバーズ・ハイブリッドへの対応は、チェックをしなかった企業にやや否定的にも感じられますが、非典型的な企業形態にも配慮をした対応が望まれるように思います。

同時に、各国の民事法制の違いも十分に配慮されるべきだと思います。米国のように各州が会社法やパートナーシップ法などの法人法、団体法を形成し、コモンローの考え方で国家制定法としての民法をおかない国と、日本のように、制定法としての民法を持ち、法人法定主義に基づき、自然人以外の法主体（権利義務の主体）は国家制定法だけが作り出すことかできる、という国では、税制のあり方も、民事法との関連において、根本的に違う側面を持っています。本日見た行動計画2の国内法の部分は、国内法による税源浸食への対処を求めるもので、その国内法とは租税法のことであると思いますが、



民事法への（事実上の）影響についても、検討することになるかもしれません。

最後に、行動計画2が対応したミスマッチは、かなり限定されたものであったことを、もう一度確認しておきたいと思います。すなわち、既に述べましたように、たとえばハイブリッドやリバース・ハイブリッドが存在すること自体には手を付けない、したがって、これらだけで生じる二重課税や二重控除は問題としないという方針の下で、二重の連結など何かもうひとつ仕組みを使って、二重控除または控除と所得不算入だけが生じるようにした場合にはじめて、措置の対象とするということです。行動計画2の

対象としたミスマッチは、BEPSのうち最も可視的な部分であり、直感的にも理解しやすいものだと思います。しかし、これも既に述べましたが、本質的な議論は、行動計画4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）および行動計画2（外国子会社合算税制の強化）において、さらに進められるだろうと思います。

税制の不整合は、BEPSに関連したものに限らず、様々なところに存在しています。不整合は、租税裁定を生み出し、税負担回避のために利用されるでしょう。行動計画2は、このことに気づかせてくれたと思います。

以上で、報告を終わります。

資 料

国際課税におけるミスマッチとその対応について

岡村 忠生（京都大学）

はじめに

B E P S 行動計画 2 とハイブリッド・ミスマッチ

国内法の改正(Working Party 11)と、租税条約関連(Working Party 1)

多国籍企業による税引後利益の最大化

収益と費用との地理的ミスマッチ（国による課税の違い）

負債(debt)と株式(equity)の非対称性

利子控除

行動計画 4（利子その他金融支出の控除制限）(Working Party 6, 11)

行動計画 2 も、金融支出（payment)に着目

利子控除の制限と深く関連

行動計画 3（被支配外国法人合算税制の強化）(Working Party 11)

リバース・ハイブリッドなどで関連

ハイブリッド・・・その国からは透明、外国からは不透明

リバース・ハイブリッド・・・上記の逆

法人課税における利子控除

利子率＝通常利益率とすると、法人所得税に徴税能力はあるか。

法人税の課税ベースと支払利子控除の制限

問題の所在

様々なミスマッチ（不整合）

単独納税者

所得分類による不整合

減価償却費と譲渡益課税

借入れの取得価額算入

借入資金で償却資産を取得し、支出なしに控除を得る。

「借入れ」「取得」の意味とタックス・シェルター

収入の非課税と費用の控除

国内借入資金による出資から外国子会社配当を得る。

複数当事者間の不整合

交際費、福利厚生費

非課税主体や赤字法人への支払いで控除されるもの
収益と費用の計上時期（売買、金融）

ハイブリッド要素による不整合

租税法または民事法上の法的性質が異なること
リース、レボ、非典型担保（資産の所有者）
Debt / Equity
Entity（法人課税の対象）

問題の限定

国際的不整合による課税ベースの浸食
行動計画 2 では、3 つのターゲット（後述）

問題の広がり

利子控除と配当非課税

Outbound

外国子会社配当（法 23 条の 2）
5 % 益金算入（負債利子控除は？）

Inbound

移転価格税制、過小資本税制、過大支払利子税制

利子控除と法人税の本質論

法人所得税は、通常利益には課税できない。
利子率⇒通常利益率を仮定
借入れにより資金調達をして投資

国内法による国際的不整合への対応

日本

相手国の扱いを意識してこなかった。
たとえば、L P S 事件（判決による不整合の創出）

立法による対応

外国子会社配当益金不算入の制限（改正が必要）
支払国で控除できる配当を益金算入
支払国で課税されていない配当は？
受取国で非課税となる利子は？

米国

基本的には、日本と同様に外国の扱いを考慮しない。
ただし、借用概念（統一説）のようなものはない。

リース資産の所有者の判定

Debt/Equity の区別

原資の回収と配当の区別

Pepsico Puerto Rico Inc. v. Commissioner,
T.C. Memo. 2012- 269

オランダでは利子控除、米国では原資の回収

日本では、みなし配当課税が問題

配当を「資本剰余金の減少を伴わないもの」と
定義しているため。利益積立金額に対応するも
のになるように、法改正すべきではないか。

STARS (Structured Trust Advantaged Repackaged Securities)

合衆国法人が、英国の信託に資産を移転し、英
国の銀行から信託に係るレポ取引により資金を
調達する。信託収益は英国で課税。合衆国法人
と英国銀行の両者が、信託の所有者とされる。

立法による対応

§1503(d) 二重連結損失控除

§894(c) ハイブリッドを利用した条約利益

§901(m) ハイブリッド基準価格と外国税額控除

Obama 政権による 2015 年税制改正案

相手国で所得に算入されない支払の控除否認

さらに（日本の要検討項目）

§904(f) 国外損失のリキャプチャー

ある年度にカテゴリー A（たとえば国外）の損
失が生じてカテゴリー B（国内）の所得を相殺
し、後年度にカテゴリー A の所得が生じた場
合、後年度に生じたカテゴリー A の所得は、カ
テゴリー B の所得とみなす。

§909 国外所得と外国税額控除の対応確保

国外所得に対する合衆国課税を避けつつ、当該
国外所得に課された外国所得税に係る外国税額
控除を得る行為の規制。§909(e)(2)の規則でハイ
ブリッド・ミスマッチにも対応。

EU

親子会社指令の改正 (Council of the European Union, 10996/14)
外国子会社配当益金不算入の改正に相当

B E P S (Base Erosion and Profit Shifting)の観点から

Public Discussion Draft BEPS ACTION 2: Neutralise the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements (Recommendations for Domestic Laws) March 19, 2014 (Discussion Draft)

OECD (2014), Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing (Deliverable)

1. ハイブリッド・ミスマッチとは何か？

主体(entity)または金融手段(instruments)の取扱いの国家間不整合
その鍵となる要素として A～D があげられている。

A. 支払い(payment)に対する課税上の扱いが不整合(mismatch)となるもの

D/NI (Deduction / Non-Inclusion) (支払側控除／受取側非課税)

DD (Double Deduction) (支払側控除／受取側控除)

これらの防止のため、次の3つの方策をとる。

- (a) 支払国で控除された支払いについては、受取国は非課税や課税繰延べの対象としない。
- (b) 受取国で所得に算入されない（かつ、外国子会社合算課税の適用を受けない）支払については、支払国は控除を認めない。
- (c) 一方の国で控除が認められる支払については、他方の国は控除を認めない。

「支払い」とは？・・・accrual（発生）を含む（例：社債発行差金の扱い）。

B. ハイブリッド要素を持つこと

関係国間で性質が違ふこと

主体・・・透明／不透明（信託や事業体で、二分説は妥当するか？）

金融手段

C. ハイブリッド要素を原因として不整合が生じていること

ハイブリッド要素がなくても、不整合はあり得る。

D. 不整合により、両取引当事者を合わせた税負担が減少すること。ただし、

D/NI について、課税時期の相違によるものは、対象としない。

ハイブリッド主体の DD は、二重課税によって相殺される限りで否認しない。

2. 制度設計の原則

A. 防止ルールの適用のために、税収が失われたことを主張立証する必要はない。

どちらの国が税収を失ったかは、決められない。

B. 包括的なものとする。

オーバーラップ生じるが、一方の国のルール適用を停止する順序を定め、二重課税を防止する。

- C. 自動的に適用されるものとする。
課税庁による適用の告知などは不要。
- D. 他のルールとの重複による二重課税が生じないようにする。
CFC（タックス・ヘイブン対策税制）、支払利子控除の制限との重複
タイ・ブレイク・ルール
- E. 既存の国内法との干渉を最小限にする。
米国など、既にこの種のルールを持つ国がある。
- F. 適用において、明確で透明性のあるものとする。
- G. 関係両国の協力を促進し、各国の法制度に適合できる柔軟さのあるものとする。
- H. 納税者が適用できるものとし、遵守コストを最小限とする。
- I. 課税庁が管理しやすいものとする。

3. 3つのターゲット

- ハイブリッド金融手段 (Hybrid financial instruments)
- ハイブリッド主体間支払い (Hybrid entity payments)
- 第3国への拡大

第3国の当事者と中間介在者との取引は通常のものであるが、中間介在者への支払いが課税を受けないことにより、D/NIが生じる。

- (i) リバース・ハイブリッド
中間介在者がリバース・ハイブリッド
- (ii) 不整合の輸入(imported mismatch)
中間介在者は、別のハイブリッド不整合取引の当事者ともなっており、その別の取引から生じる控除が、中間介在者の受け取る支払いを相殺

4. 対処方法（ディスカッション・ドラフト）

カテゴリー	パブリッド要素	不整合	国内法改正	リンキング・ルール		
				主たる対応	防御ルール	対象範囲
ハイブリッド金融手段	金融手段に係る支払が、異なる性質のものとされる。	D/NI	控除可能な支払については、受取配当非課税の対象としない。 源泉徴収に係る税額控除に制限を行う。	支払国側での控除否認	受取国側での所得算入	検討中
ハイブリッド主体間支払い	主体や取引の扱いの差異のため、主体間の支払いや取引に基づく支払いが両国で異なる性質のものとなる。	D/NI	-	支払国側での控除否認	受取国側での所得算入	関連当事者（協働する個人を含む）および設定された取引
		D/D	-	投資地国での控除否認	被投資地国での控除否認	主たるルールには範囲を設定しない。防御ルールは、関連当事者（協働する個人を含む）および設定された取引に制限
リバース・ハイブリッド	主体の扱いが異なるため、中間介在者の受取りが所得に算入されない。	D/NI	中間介在者所在地国は、申告義務や情報提供義務を課す。	投資地国は、受取りを所得に算入 投資地国が上記を行わない場合、中間介在者所在地国が行う。	支払国側での控除否認	被支配グループメンバー（協働する個人を含む）および濫用防止
不整合の輸入	中間介在者の受け取る第三国からの支払いが別のハイブリッド不整合取引により相殺される。			ハイブリッド防止ルールの導入		

金融手段に対する D/Ni 否認ルールの効果					
受取国	無税	常に通常所得課税	軽減税率 ルール 1, 3 なし	軽減税率 ルール 1	軽減税率 ルール 3
支払国					
無税	(1) ND/Ni	(2) ND/OI	(3) ND/RTR	(4) ND/RTR	(5) ND/RTR
控除不可	(6) ND/Ni	(7) ND/OI	(8) ND/RTR	(9) ND/RTR	(10) ND/RTR
控除可 ルール 2 導入なし	(11) D/Ni	(12) D/OI	(13) D/RTR	(14) D/OI	(15) D/OI
控除可 ルール 2 導入	(16) D/Ni	(17) D/OI	(18) ND/RTR	(19) D/OI	(20) ND/RTR

出所：Michael L. Schler, BEPS Action 2: Ending Mismatches On Hybrid Instruments, Part 1, 144 Tax Notes 697, 703 (2014).

ルール 1（国内法改正）

支払国で控除される支払いは、受取国で非課税を適用しない。
軽減課税は適用可

ルール 2（主たる対応）

ルール 1 を考慮した後に D/Ni があれば、受取国で通常所得課税を受けない範囲で支払国は控除を認めない。

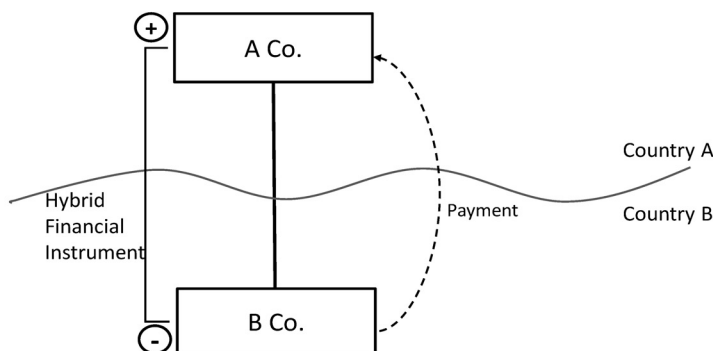
ルール 3（防御ルール）

ルール 1 と 2 を考慮した後に D/Ni があれば（たとえば、ルール 1 の適用がなく、受取国がルール 2 を導入しておらず、かつ、受取国が軽減税率による課税をしている場合）、受取国は支払国で控除可能な範囲で、通常税率課税を行う。

日本の利子、配当課税に影響する可能性

ハイブリッド金融手段
事例

Figure 1. Hybrid Financial Instrument



出所：Discussion Draft at 19, Deliverable at 33.

B 国の内国法人 B 社は、ハイブリッド金融手段を、A 国の内国法人 A 社に発行する。この金融手段は、B 国では負債として利子控除が認められ、A 国では、免税、非課税、間接外国税額控除など何らかの二重課税排除措置(tax relief)が認められる。

金融手段の法的性質決定に、両国間で不整合

典型的には、debt/equity

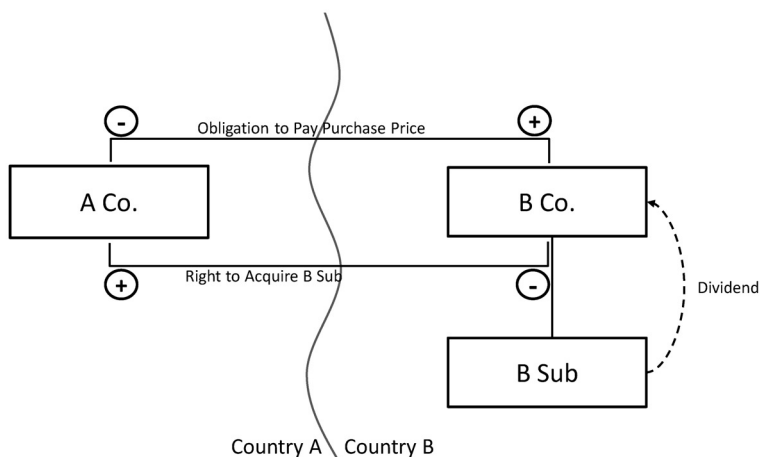
しかし、他の不整合(debt/debt mismatch)もある。

- (a) 延払いによる株式取得で、B 国は金利相当部分の控除を認め、A 国は出資として非課税
- (b) 必要的株式転換証書(mandatory convertible note)のプレミア部分について、B 国は控除を認め、A 国は非課税の利益とする。
- (c) 選択的株式転換証書の新株予約権部分について、B 国は控除を認め、A 国は無視。
- (d) 株主が法人に対して行う無利息貸付において、授受されるべき利子を、株主（貸主）は出資の増加と扱い、法人（借主）は支払うべき利子として費用控除する。

さらに

- (e) 債務証書の割引発行による発生利子(Original Issue Discount)について、利子控除とキャピタル・ゲイン課税の不整合

Figure 2. Collateralised Loan Repo



出所：Discussion Draft at 21, Deliverable at 35.

A国の内国法人のA社は、B国の内国法人BSubを所用している。A社は、B国の内国法人B社に、買戻条件付きでBSubの株式を譲渡する（レポ取引）。B国は、この取引によりBSub株式は、B社が所有するものとして課税する（形式主義）。A国は、BSub株式はA社が所有するものとして課税する（実質主義）。

B国は、B社がBSubから受け取った配当を非課税とし、B社によるがA社にBSub株式を売り戻す取引による譲渡益を、キャピタル・ゲインとする。

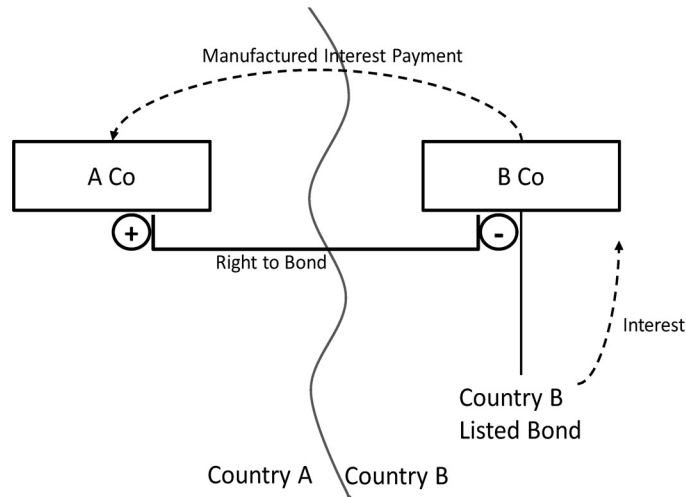
A国は、A社がBSubから配当を受け取ったものとみなすが、外国子会社配当として非課税等となる。また、レポ取引の費用（BSub株の譲渡収益－取得費用）は、控除可能な金融費用（利子）と扱う。

結果として、A国で外国税額控除超過額21が生じる(tax credit generator)。これは、A国での控除とB国での非課税（D／N I）に基づく。

外国子会社配当益金不算入方式の場合は、A国で70の損失が発生する。

	B Sub	A 社	B 社
純所得計算	所得 100	B Sub 配当 70 外国税額控除 30 純所得 100 B 社支払利子 (70)	B Sub 配当 70
課税所得	100	30	0
30%課税	(30)	(9)	0
外国税額控除		30	
A 国税額控除超過額	0	21	0
B 国納税額	(30)	0	0

Figure 3. Bond Lending Repo – Tax Credit Double Dip



出所：Discussion Draft at 23.

B社は、金銭等を担保として、B国の上場証券（に対する権利）をA社から、一定の期間、取得する（借りる）。B社は、その期間に生じた証券収益（利子）からB国による源泉徴収額（10%）を控除した金額を、A社に支払わねばならない（manufactured payment）。しかし、B社は源泉徴収税を税額控除する。A社は、manufactured payment を、B国による源泉徴収を受けた受取利子と扱い、A国の外国税額控除を得る。結果として、A国とB国の両方で、収益への通常所得課税はあるが、税額控除が生じる。

	A 社		B 社	
純所得計算	M.P.	90	受取利息	90
	源泉徴収税	10	源泉徴収税	10
			M.P.	(90)
課税所得		100		10
30%課税		(30)		(3)
税額控除		10		10
純税額	A 国	(20)	B 国	7

ハイブリッド金融手段の無効化のための勧告（ディスカッション・ドラフト）

ハイブリッド金融手段ルール

- a) ハイブリッド金融手段に係る支払いは、受取国で通常所得課税が行われない限りにおいて、支払国で控除を認めない。
- b) 受取国は、ハイブリッド金融手段に係る支払いを、支払者が控除（または同等の措置）を認められ、かつ、上記(a)に従ったハイブリッド不整合ルールが適用されない限りにおいて、通常所得に算入する。
- c) 上記の不整合を防止するため、国内法により、受取配当非課税を、控除される支払いには適用しないこととする。

ハイブリッド金融手段

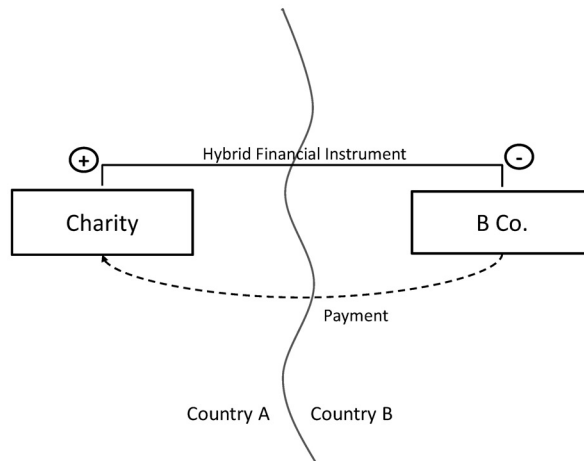
- d) このルールの対象となる金融手段の範囲は、国内法に委ねる。ただし、債務または持分として扱われる全てを含まなければならない。また、適切な場合には、債務または持分に代わる当事者間の取決めを含むものとする。
- e) ハイブリッド金融手段は、支払いが控除され、受取りが通常所得課税を受けない全ての金融手段（ハイブリッド移転を含む）を含むように広く定義すべきである。金融手段がハイブリッドとされるのは、通常の課税を受けるそれぞれの国の居住者間で同一の取引が行われたとき、必ず課税結果に不整合が生じる場合である。
- f) ハイブリッド移転とは、納税者が相手方当事者を行う資産に関する取引であって、以下の要件を満たすものをいう。
 - ・ 当該納税者が当該資産の所有者であり、当該資産に係る相手方当事者の権利は、当該納税者の義務と扱われ、かつ、
 - ・ 相手国の法では、当該相手方当事者が当該資産所有者であり、当該納税者の当該資産に係る権利は、当該相手方当事者の義務であるもの

課税上の資産の所有の判断は、資産からのキャッシュ・フローの受益的所有者として課税を受ける地位を判定するルールに基づいて行う。

技術的問題

- ・ タイミング
 - 発生主義課税（O I Dルール）と支払時課税
- ・ 控除の意味
 - 税額控除、非課税主体
 - 控除の制限（部分的控除）は？
 - 軽減課税 + 非控除は？
- ・ 通常所得の意味
 - 適用限界税率による課税

Figure 4. Application of the Hybrid Financial Instrument Rule to a Tax Exempt Holder



出所：Discussion Draft at 29.

非課税主体（Charity）とのハイブリッド不整合金融手段による取引

- ・ 取引は、ハイブリッド不整合金融手段によるものとの性質を失わない。したがって、B国はB社の控除を否認する（主たる対応）。
- ・ A国も、防御ルールを適用する場合がある。非課税主体は、受け取った金額を通常所得に算入するが、非課税であることに変わりはない。
- ・ 逆に、非課税主体がB社からハイブリッド不整合金融手段による融資を受けた場合、主たる対応（控除否認）は、課税上の効果がない。しかし、A国が主たる対応を適正に実施している限り、B国は防御ルールを適用する必要はない。

適用範囲

- ・ まず、配当益金不算入を制限する。
- ・ 上記により対処できない不整合は、転換社債（権利内容を変えることのできる債務証券）その他仕組証券(structured notes)を利用したもので、各国の技術的な扱いの差に基づく。このような不整合の特定と対処は、納税者と課税庁にとって、その考え方についても実施についても、より難しいものとなる。
- ・ Bottom-up アプローチ

問題が顕著なものに限定

関連当事者（協働する者を含む）間の取引

不整合作出のために仕組まれた取引(Structured Arrangements)

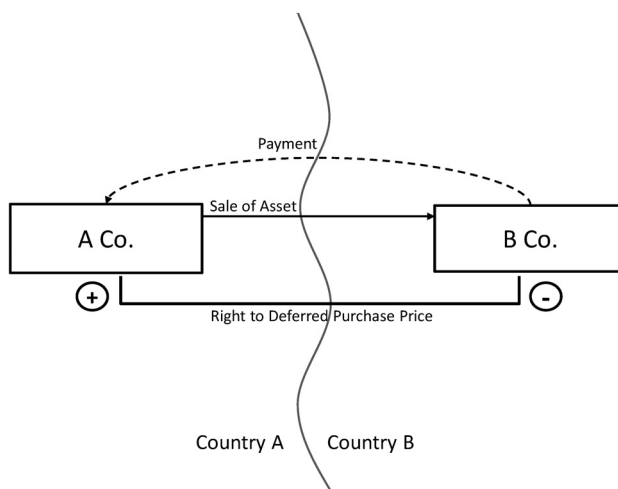
■ 関連者

協働(Acting in Concert)

非典型的投資ビークル（「者」）

■ Structured Arrangements

Figure 5. Basic Hybrid Financial Instrument Structure



出所：Discussion Draft at 36.

資産の販売代価を延払いで支払う。

B国で金利部分は控除、A国はキャピタル・ゲインとして非課税

• Top-down アプローチ

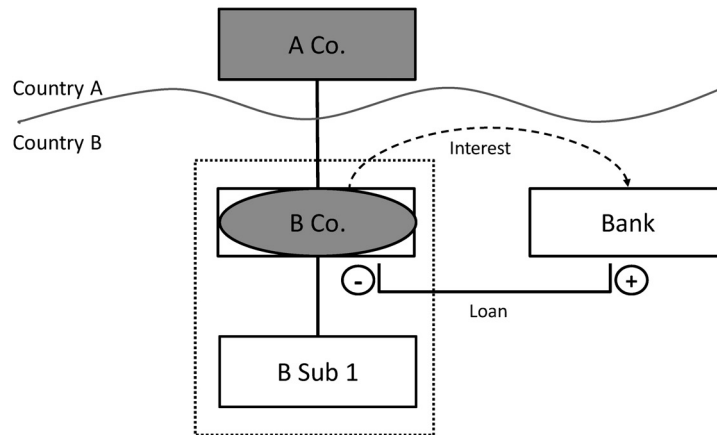
原則としての全てのハイブリッド金融手段を対象とし、納税者の遵守ができないもの、不当な遵守コストが生じるものを除外する。

一般的に取引される金融手段は除外

非関連者間での通常の取引への適用

ハイブリッド主体
事例 DD

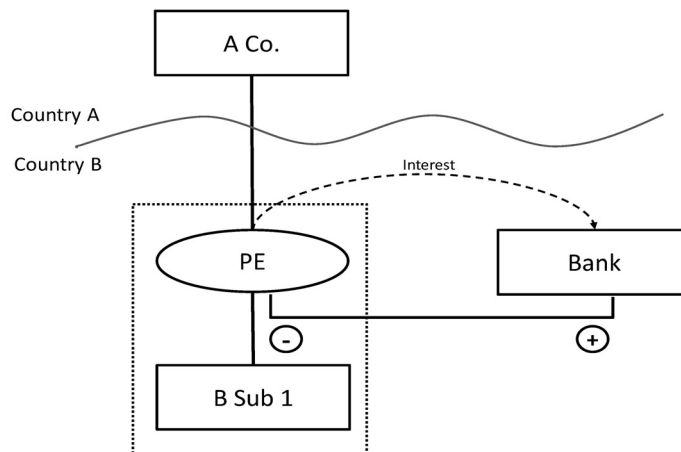
Figure 6. Basic Double Deduction Structure Using Hybrid Entity



出所：Discussion Draft at 44, Deliverable at 51.

A国は支払者を法主体とは扱わないため、支払利子は控除される。B国は支払者を法主体と扱う。利子の支払いは、連結申告等により、B国の関連法人の所得を減少させる。

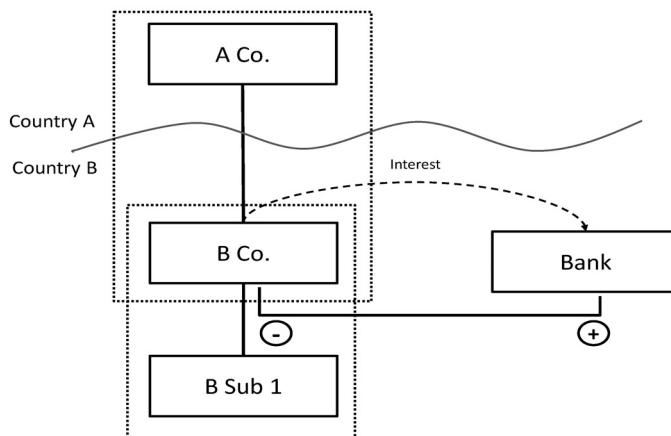
Figure 7. Basic Double Deduction Structure Using a Permanent Establishment



出所：Discussion Draft at 45.

前記で、B国は、P Eを子会社と連結することを認めている。この連結がなければ、二重控除自体は、問題にならない。

Figure 8. Dual Consolidated Companies

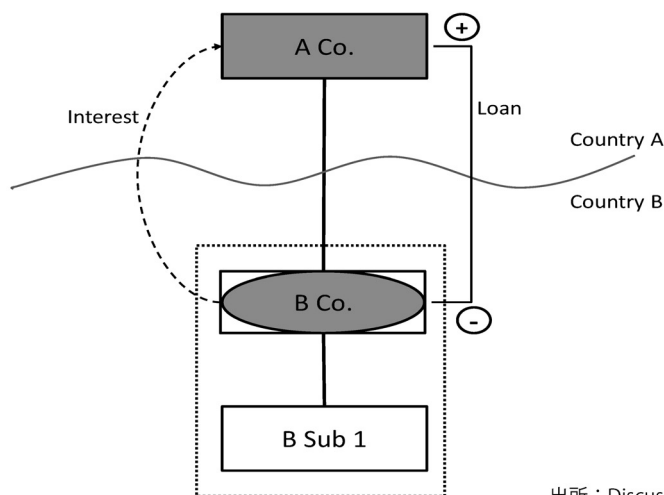


出所：Discussion Draft at 47, Deliverable at 55.

A 国の内国法人 A 社は、B 国で設立された B 社（A B 両国の内国法人）を完全支配し、B 社は B 国の B Sub1 を完全支配している。B 社は、A 国税法により A 社と連結、B 国税法により B Sub1 と連結。

事例 D/N I

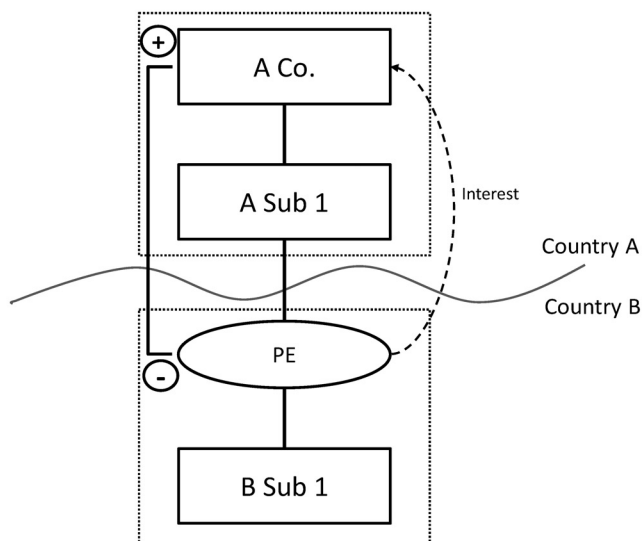
Figure 9. Disregarded Payments Made by a Hybrid Entity to a Related Party



出所：Discussion Draft at 48.

A 社は B 社に貸付け。B 社は A 国法では法主体ではなく、A 国は A と B を一体と見る。したがって、A 国は貸借を無視。A 社の貸付資金は、外部から調達。

Figure 10. Disregarded Payments Made by a Permanent Establishment



出所：Discussion Draft at 49.

A Sub1 は、B 国に設けた P E を通じて A 社から借入れ。A 社と A Sub1 は連結。A 国は、連結内貸借を無視。P E から A 社への支払利子は、A 国では課税されない。B 国では控除される。P E は、B Sub1 と連結。

ハイブリッド支払い（ディスカッション・ドラフト）

ハイブリッド支払い、無視される支払い、二重算入所得の意義

- a) ハイブリッド支払いとは、ある国（子会社国）の法の下で、その支払いが控除され、その控除が二重算入所得ではない所得と相殺され、かつ、以下の要件のいずれかを満たすものをいう。
 - 支払者が子会社国の居住者ではなく、他の国の法の下で、支払者（またはその関連者）に二重控除が生じる場合
 - 支払者が子会社国の居住者であるが、他の国の法の下で、二重控除が投資家（またはその関連者）に生じる場合
 - 支払者が子会社国と他の国の両方の居住者である場合
- b) 無視される支払いとは、ある国（支払者の国）の法の下で、その支払いが控除され、その控除が二重算入所得ではない所得と相殺され、かつ、以下の要件のすべてを満たすものをいう。
 - 支払いが他の国（受領者の国）において納税者である関連者に行われること

- ・ 受領者の国における受領者の扱いが、受領者の国の法の下で、その支払いを無視されるものとする

c) 二重算入所得とは、以下のものを言う。

- ・ ハイブリッド支払いについては、子会社国と投資地国の両者の法の下で、課税上考慮されたならば、二重算入となること
- ・ 無視される支払いについては、支払者の国と受領者の国の両者の法の下で、課税上考慮されたならば、二重算入となること

DDの結果を生ずる支払い（控除されるハイブリッド支払い）

主たるルール

- d) 投資家国に生じる二重控除は、同じ期間における当該納税者の二重算入所得を超える限りにおいて、控除を認めない。ただし、二重控除の超過額は、後の年度において、二重算入所得と相殺することができる。
- e) 損失が控除できなくなることを防止するため、二重控除の超過額は、投資家国において、納税者が、ハイブリッド支払いに係る控除が、子会社国の法の下で、いかなる者の所得も相殺しないことを立証した場合には、控除を認める。

第二次的ルール

- f) 上記のルールが適用されない場合、ハイブリッド支払いに係る控除は、子会社国において、同じ期間における当該納税者の二重算入所得を超える限りにおいて、控除を認めない。ただし、二重控除の超過額は、後の年度において、二重算入所得と相殺することができる。
- g) 損失が控除できなくなることを防止するため、二重控除の超過額は、子会社国において、納税者が、ハイブリッド支払いに係る控除が、投資家国の法の下で、いかなる者の所得も相殺しないことを立証した場合には、控除を認める。

D/Niの結果を生ずる支払い（無視されるハイブリッド支払い）

主たるルール

- h) 無視される支払いについて支払者の国が認める控除は、同じ期間における二重算入所得を超えないものとする。

第二次的ルール

- i) 無視される支払いについて、支払者の国において支払者の二重算入所得を超えて認められた控除の金額は、受領者の国において、受領者が通常所得に算入する。

技術的問題

- ・ 二重算入所得との相殺
- ・ ルールの順序と損失利用への影響

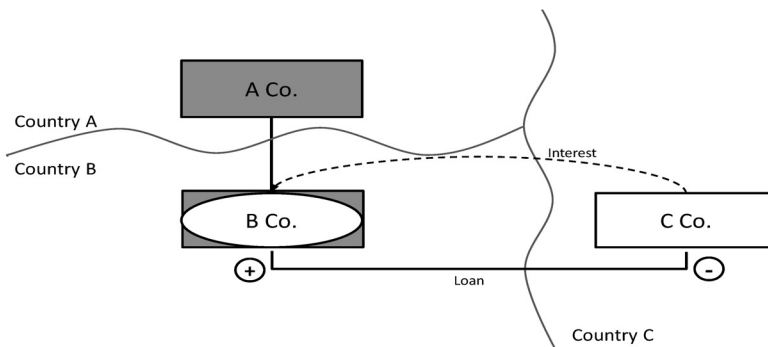
まず投資国で制限・・・子会社国では利用可能

二次的ルールが適用されると、控除の全額がルールの対象となる。

第三国への拡大（不整合の輸入・間接的D／N I）

リバース・ハイブリッド

Figure 11. Payment to a Foreign Reverse Hybrid

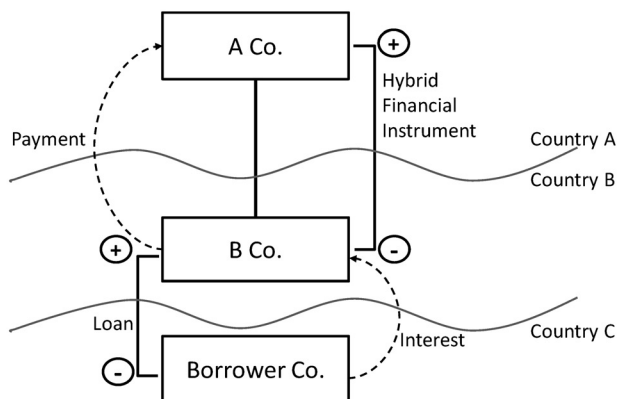


出所：Discussion Draft at 56.

A国のA社は、B国（中間介在者国）のB社（中間介在者）を完全支配。B社は、B国では法主体ではないが、A国は法主体と見る。C国のC社は、B社から借入れ。C社の支払利子は、C国では控除され、A国でもB国でも課税されない。

ハイブリッド金融手段

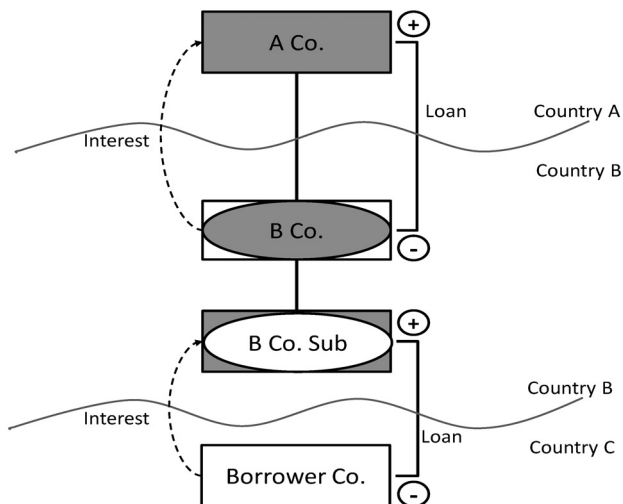
Figure 12. Importing Mismatch from Hybrid Financial Instrument



出所：Discussion Draft at 58, Deliverable at 59.

A社の完全子会社であるB社は、ハイブリッド金融手段により、A社から資金調達（支払いは、B国で控除、A国で非課税）。第三国Cの借入会社は、B社から通常の借入れ。利子はC国で控除。B社は、利子を通常所得とするが、ハイブリッド支払いにより相殺。この結果、C国とA国で、D／N Iが発生。

Figure 13. Tower Structure - Exporting Mismatch from Hybrid Entities into Third Jurisdiction



出所：Discussion Draft at 59.

A社は、B社を完全支配。B社は、A社からの借入れにより、B子会社株を全部取得。B子会社は、C国の非関連者である借主に貸付け。借主はC国で支払利子控除。

B社は、A国から見てハイブリッド（A国からは透明、B国では法主体）、B子会社は、A国から見てリバース・ハイブリッド（A国からは法主体、B国では透明）。

C国の借主から得た受取利子に対して、A国は課税できず、B国はB社に対して課税をする。しかし、B社はA社への支払利子を控除して相殺する。B社は、A国では法主体とは見られないため、A社外国税額控除B社から受け取る利子に、A国は課税できない。

この結果、C国とA国で、D／N Iが発生。

不整合の輸入およびリバース・ハイブリッド（ディスカッション・ドラフト）

主たるルール（投資家国での所得算入）

a) 投資家国は、以下のいずれかの措置をとる。

- ・ C F C 税制または外国投資ファンド(foreign investment fund)税制について、国外の投資ストラクチャーを通じて居住者に発生する所得を、発生主義ベースで課税するための、特別な改正を行う。
- ・ 国内法について、同様の改正を行う。

第二次的ルール

b) 設立された国の法の下で透明または部分的に透明な主体または取決め（中間介在者）は、その国の法の下で、次の場合、課税の対象と扱われる。その場合とは、投資家国または中間介在者の国の法の下で、その中間介在者によって得られた所得が考慮されない場合において、その中間介在者を支配する投資家が中間介在者をリバース・ハイブリッドと扱っている場合である。

防御ルール

c) 支払地国は、（リバース・ハイブリッドや不整合の輸入の取決めのような）国外の非課税ストラクチャーへの支払いについては、その支払いが非課税の結果を生じ、または、ハイブリッド不整合取引により相殺される限りにおいて、かつ、その納税者が不整合取引の当事者と同一の支配グループに属し、または、租税回避の取決めの当事者である場合には、控除を認めない。

情報申告

d) 中間介在者の国は、中間介在者に適切な情報申告の義務を課し、国外の投資家と課税当局が中間介在者の得た所得および利得と各投資家が受益する金額を明らかにできるようにする。

技術的問題

リバース・ハイブリッド

- ・ 投資家国での課税・・・C F C 税制の強化
- ・ 情報の要件
 - 国外での利益蓄積の把握・・・中間介在者国での情報申告
- ・ 全ての国が中間介在者を法主体とみなす法改正を行う。
 - 国内法への干渉が大きすぎるので、部分的に行う。

不整合の輸入

第三次ルールまで用意

適用範囲

- ・ 投資家国による課税には、範囲の限定は不要。
- ・ 中間介在者国については、50%以上の持分を持つ支配的投資家がリバース・ハイブリッドと扱うこと。
- ・ 支払者国については、支払者と中間介在者、投資家が同一の支配グループに属していること、または、支払者が租税回避の取決めの当事者であること。

まとめ

国内法整備の必要性

法人税法 23 条の 2 の改正（行動計画 2 の要請）

控除される配当の適用除外

控除("deduction or equivalent tax relief")とは？

タックス・ヘイブン対策税制との連続性確保？

軽（無）課税の利益が配当された場合

「9.5%」の再検討？

B E P S 行動計画 2 報告書の位置づけ

行動計画 3, 4 との関係

モデル租税条約の改正、コメンタリーの改訂

二重居住者、透明の主体

B E P S 行動計画 2 の論点

Bottom-up アプローチでの適用範囲

関連者

協働(Acting together)

Structured Arrangements

通常所得

支払いの概念

非課税と課税繰延べ

ハイブリッド金融手段とハイブリッド主体の共通性（互換性）

透明と不透明でよいのか？

特定目的会社、信託

B E P S 行動計画 2 勧告の概要 (2014 年 9 月 16 日公表) (Deliverable 17 頁)

不整合	取引	国内法改善の 具体的勧告	ハイブリッド不整合ルールの勧告		
			対応	防御ルール	対象範囲
D/NI	ハイブリッド 金融手段	控除可能な支払については、受取配当非課税の対象としない。 源泉徴収に係る税額控除を対応部分に制限	支払国側 での控除 否認	受取国側で の通常所得 算入	関連者間取引および 仕組取引(structured arrangements)
	ハイブリッド が行う無視さ れる支払い	-	支払国側 での控除 否認	受取国側で の通常所得 算入	被支配グループおよ び仕組取引
	リバース・ハ イブリッドが 受け取る支払 い	国外投資税制の整備 非居住者たる投資家が 中間介在者を透明と扱 う場合、中間介在者の 透明扱いを制限	投資地国 での控除 否認	-	被支配グループおよ び仕組取引
DD	ハイブリッド が行う控除可 能な支払い		親会社の 控除否認	支払者の控 除否認	対応は制限しない。 防御ルールは被支配 グループおよび仕組 取引に適用
	二重居住者が 行う控除可能 な支払い		居住者の 控除否認	-	対応は制限しない。
間接的 D/NI	不整合の 輸入取引		支払者の 控除否認	-	被支配グループや仕 組取引のメンバー

仕組取引(structured arrangements)

ハイブリッド不整合が取引価格の中に織り込まれ、または、取引の事実や状況（条件を含む）から、ハイブリッド不整合を作出する意図が示されている取引。

関連者(related persons)

同一の支配グループに属し、または、25%以上の持分関係がある者

支配グループ(control group)

会計上の連結関係、当事者間または同一者による実質的支配関係または 50%以上の持分関係、モデル条約 9 条に規定する関連関係のいずれかの関係を有する 2 者は、同一の支配グループに属する。

協働(acting together)

2 者が、(a)同一の家族に属する場合、(b)一方の者が常に他方の者の希望に従って議決権または持分利益の所有または支配を行う場合、(c)議決権または持分利益の価値または支配に重要な影響を与える取決めを行った場合、または、(d) 2 者の議決権または持分利益の所有または支配が同一の者または集団によって管理される場合（ただし、集団投資について一定の例外がある）、これら 2 者は、その議決権または持分利益の所有または支配に関して、協働するものと扱う。

国際課税を巡る現状と課題



●参加者（五十音順）

早稲田大学大学院会計研究科教授
立教大学法学部国際ビジネス法学科教授
財務省主税局参事官室企画官
(株)東芝財務部長付（租研事業部長）

青山 慶二
浅妻 章如
小宮 敦史
古田 洋

司会 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

渡辺 裕泰

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編69頁～87頁」に掲載されています。

はじめに

(渡辺) パネルディスカッション「国際課税をめぐる現状と課題」を始めさせていただきます。パネリストの方はただ今ご紹介いただきました4人の方々でございます。パネリストの方々はそれぞれ組織に所属されているわけですが、本日はその組織の意見というよりは、個人としての資格でご参加いただいておりますので、その点はよろしくお願いいたします。ご発言も個人としてのご発言ということで受け止めていただければと思います。従いまして、ここではお名前を肩書なしのさん付けで呼ばさせていただきますので、この点もよろしくお願いいたします申し上げます。

本日のパネルディスカッションは全体が2部構成になっております。第1部は「平成26年度税制改正の中の国際課税原則の帰属主義への見直しについて」です。私から申し上げるまでもなく、外国法人が国内に支店を持っております場合に、支店に帰属する所得、もっと平たく言えば、支店が稼いだ所得については法人税の申告が必要ですけれども、その支店が自分で稼いだ所得でないもの、本店が例えば日本の企業に直接株式投資をしているような場合に、配当をもらった所得はどうなるのか。申告をしなければいけないのか。それとも源泉徴収だけでいいのか。この辺が従来国内法と条約とで食い違っておりました。

国内法は総合主義ですので、「それも申告してください」ということになっていたのですが、条約の方は「それは源泉徴収だけでいいです」ということになって、泣き別れておりました。今回は国内法を条約と合わせるというようなこともありまして、帰属主義に直したわけです。

そういう違ったところを合わせたという点もあるのですが、逆に言うと、これまでと別の変わったところもございます。例えば本店と支店との間の内部取引です。こういうものは



従来は原則として認識しない、益金にも損金にも入れないのだということにしておりましたけれども、今回は原則として「それは認識するのです。認識する場合には、移転価格税制の独立企業間価格でもってカウントするのです」というようなことになってきたわけです。

それから、実際に条文をご覧になられた方は、条文が相当入れ替わっているなということにお気づきになられたかと思います。そういう面でもかなり大きな改正です。このことにつきましてどんな改正であったのか。また、今後どんな問題があるのか等々について第1部で議論させていただきたいと思っております。

第2部は「G20/OECDを中心とした国際的な議論の潮流」ということです。BEPSプロジェクトの現状についてのディスカッションが中心になるかと思います。BEPSはBase Erosion and Profit Shiftingの略ですが、アメリカの多国籍企業がヨーロッパで非常に低い税金しか納めていないということについて主にドイツ、イギリス、フランス等が怒って、こういう行為をやめさせるべく始まったというものです。

OECDの租税委員会を中心にこの議論しております。OECDの租税委員会の議長は現在日本の浅川さんです。財務省の国際局長をやっておられまして、かつて日米租税条約の改訂を10年ほど前に課長としてやられた方です。

ただ、従来税の話は大体OECDの租税委員

会だけでやってきたわけですが、今回は OECD の租税委員会が中心ではございますが、OECD だけではなくて、OECD 未加盟の G20 のメンバーも入れているということです。入れているというのは、単に議論に参加させるというだけではなくて、投票権も他の OECD 加盟国と同じように 1 票を持ち、ついでに参加料を払ってもらっているということで、全く対等にやっていただいていますので、OECD・G20 プロジェクトといったようなものです。その意味で単なる税理論上の問題ということだけではなくて、政治的な意味合いもかなり持ったものになってきているような気がいたします。

ちょうど昨日に BEPS 行動計画の中の 7 つの問題について第 1 次報告書が出されたばかりです。極めてホットな 이슈 で、今日はそれも含めて議論させていただきたいと思っております。

それから、第 2 部の最後に、時間がございましたら、自動的な情報交換の最近の動向についても議論したいと思っております。

それでは、早速第 1 部の「国内法に定める国際課税原則の帰属主義への見直し」につきましてのディスカッションを始めさせていただきます。最初に小宮さんからご説明いただきまして、その後、青山さん、浅妻さん、古田さんからご意見、ご質問を頂戴して、さらに小宮さんからお三方のご質問にお答えいただくという順番で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、小宮さん、よろしくお願いいたします。



I. 平成26年度税制改正の概要 (国際課税原則の帰属主義への 見直し等)

(小宮) 私からは平成26年度税制改正の概要ということで、国際課税原則の見直しを中心に
ご説明をさせていただきます。

〔国際課税原則の帰属主義への見直しのポイント〕 国際課税資料 1

国際課税資料 1 をお開きください。今回の改正における国際課税原則の見直しは、渡辺さんからもご紹介を頂きましたように、多岐にわたる改正になっておりますので、この 1 枚紙で全体像をご覧いただければと思っております。

今回のポイントは、資料の一番上でございます総合主義から帰属主義への移行という箇所です。一言で申し上げますと、外国法人等に対する課税原則を従来の総合主義から帰属主義に改めたということです。また、併せて、恒久的施設 (PE) に帰属する所得の算定について、2010 年に導入されました OECD モデル租税条約新 7 条の考え方、Authorised OECD Approach の頭文字を取って AOA と称しておりますけれども、この AOA に基づくものに変えたということです。

この内容に入る前に今回の改正に至る経緯を

簡単にご紹介させていただきたいと思います。従来の課税原則である総合主義は、外国法人等が国内に恒久的施設を有して事業が行われている場合、その外国法人の全ての国内源泉所得を総合合算して課税をするという整理になっておりました。

他方、先ほどもお話がございましたように、租税条約では帰属主義、すなわち外国法人の国内事業所得につきまして、恒久的施設に帰属するものについてのみ課税するという方式を採用した租税条約のネットワークが広がっておりまして、現在ではわが国が締結する全ての条約において帰属主義が採用されているといった状況になっております。

その結果、わが国では租税条約締結国との間では帰属主義、租税条約を締結していない国との間では総合主義といったように、課税原則の二元化が定着していたという状況です。

一方、OECDでは、この部分を扱っているモデル租税条約7条について改正を検討する動きがありました。

OECDモデル条約7条は、もともと帰属主義を原則としていたわけですが、その解釈、或いは運用といったものは各国で統一されていませんでした。その結果として二重課税、二重非課税の排除が効果的に行われていないという問題提起がなされて、その改正の検討が行われてきたわけです。

恒久的施設に帰属すべき利得をPE帰属所得といいますけれども、この算定アプローチを定式化するためのモデル租税条約7条の改正が2010年に行われて、新7条が導入されたわけです。この新7条の導入によって、わが国の国内法を新7条の考え方であるAOAに基づいて帰属主義に見直そうといった機運が高まりまして、平成26年度の税制改正においてその見直しが行われたという経緯です。

26年税制改正の内容に戻らせていただきます。資料の一番上の箱の2番目の矢羽の箇所です。PE帰属所得の位置付けですが、かなり法律の

内容が改正されたとご紹介をいただきましたけれども、法制上の位置付けとして、PE帰属所得を国内源泉所得の1つとして位置付けています。

後ほど申しますように、このPE帰属所得については国内から生ずるものの他に、国外から生ずるものもあります。アメリカの税制などはこのPE帰属所得を国内源泉所得と国外源泉所得に区分しているという考え方を取っているようですけれども、帰属主義を採用するヨーロッパの主要国はPE帰属所得全体を国内源泉所得と位置付けているようです。わが国としてはヨーロッパの主要国と同様にPE帰属所得は国内源泉所得と位置付けることにしております。

PE帰属所得は、AOAに基づいてPEが本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に得られる所得という形にしております。こうした擬制を行いますので、先ほどお話がございましたように、本店とPEの間における内部取引について、独立企業間価格による取引が行われたものと擬制して、内部取引損益を認識するということになっております。

また、PEへの資本配賦、利子控除制限を行うことになります。これはPEが独立した企業であるとした場合に必要とされる程度の資本を配賦して、その資本に対応する部分のPEの支払利子の損金算入を制限するというものです。

また、後ほどご説明しますが、帰属主義への移行に伴いまして、外国法人に対する外国税額控除が創設されています。以上が外国法人等に対する課税です。

次は内国法人に対する課税です。内国法人につきましては、外国税額控除額を算出する場合に、国外源泉所得の計算が必要になってくるわけです。今回の改正は、国外源泉所得につきまして、内国法人の国外PEに帰せられるべき所得を国外源泉所得として定義するようにしております。従って、先ほど述べた外国法人のPE帰属所得と同様に、この計算に当たっても内部取引の認識が必要になります。この後、外国法

人の PE 帰属所得についてご説明いたしますけれども、この説明が内国法人の国外源泉所得の算定の場合にも基本的には当てはまるとご理解いただきながらお聞きいただければと思います。

最後に、「その他」の箇所に文書化という項目がございます。PE 帰属所得の計算において内部取引損益を認識するとされたので、その内部取引があったのか、なかったのか、さらにはどのような内容の内部取引が実はあったのかということを明確にするための文書を作成していただくことが必要とされております。この点も外国法人だけではなく、内国法人にも当てはまるということにご留意いただければと思います。

最後は資料の一番下の注のところですが、これらの改正はかなり大がかりなものでありますので、準備期間等を考慮しまして、施行の時期につきましては平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成29年分以後の所得税について適用されます。

〔対比表（総合主義・帰属主義）〕

国際課税資料2

国際課税資料2は、総合主義と帰属主義の対比表です。これは今後お話しする内容も含めて、全体を比較していただくものですので、全体が終わってから、後ほどご覧いただければと思いますので、今回説明は割愛させていただきます。

〔総合主義と帰属主義の違い〕国際課税資料3

国際課税資料3をご覧ください。総合主義と帰属主義の違いについて具体的なイメージをお持ちいただくために、この図をご覧いただければと思います。左側に総合主義、右側に帰属主義の例示をイメージとして掲げさせていただいております。

総合主義のケースである左側の図をご覧いただきますと、日本の PE において獲得した国内事業所得に加えまして、楕円形で囲まれた本店が直接稼得した国内源泉所得を総合合算したものが日本での申告対象所得であるという整理になっております。

この本店が直接獲得した国内源泉所得の例といたしましては、外国本店が日本の証券市場において有価証券を譲渡したときの譲渡益・キャピタルゲインなどが当てはまります。その結果、外国法人が日本に PE を持っている場合には、その所得が PE に帰属するか否かに関係なく、わが国で生じた所得の全てが法人税の対象となります。他方で、PE が獲得した所得であっても、PE が第三国で獲得したものは、右側のところに六角形の点線に第三国源泉所得と書いてありますけれども、これは日本で生じた所得ではないということで、国内源泉所得の対象とはされていないというものです。

一方、右側の帰属主義のイメージの方に移っていただきますと、PE に帰属する所得が法人税の課税対象だという考え方で課税関係を整理するというものです。従いまして、左側の図で課税対象であった本店が直接稼得した所得は、PE に帰属する所得ではありませんので、右側の図では点線で課税対象外とされているわけです。他方で、左側の図で点線六角形にありました第三国源泉所得につきましては PE に帰属する所得ですので、その所得が発生した場所に関係なく、新たに課税対象になるということです。これが実線の六角形の部分です。

帰属主義への移行に伴いまして、このように実線の六角形の部分の第三国源泉所得が法人税の課税対象とされますので、この所得に対して第三国と日本で二重課税が生じる可能性が生じてきます。これを解消するために、外国法人の PE 帰属所得について外国税額控除制度が創設されたということです。

〔総合主義（全所得主義）と帰属主義の課税方式の違い（所得の種類別）〕

国際課税資料4

続いて、国際課税資料4は総合主義と帰属主義の課税方式の違いです。これを所得種類別に整理した表です。これも左側が総合主義、右側が帰属主義ということです。

総合主義の下では、外国法人が PE を有する

場合はすべからく国内事業所得のみならず、資産の運用・保有、資産譲渡等々、全て国内源泉所得は法人税の課税対象ということになっております。

右側の帰属主義のところをご覧くださいますと、「PEあり」のところはPE帰属所得とPE非帰属国内源泉所得という2つの所得に区分されているわけです。例えばPEが利子・配当を得た場合ですが、総合主義の場合は、それは事業所得ではなく、利子・配当所得という分類になっておりますけれども、帰属主義の下でPEがある場合には、PE帰属所得という形で法人税の課税関係が整理されるということになります。

表の左と右で課税の取扱いに違いが生じている部分が2カ所ほどございます。まず点線で囲まれた注3・注4と書いてある部分ですが、これはPEを有する外国法人のPE帰属所得について、先ほどの実線の六角形の第三国源泉所得の部分に当たります。

次は点線で囲まれた注5と書いてある部分です。これは総合主義の下では課税対象とされていたけれども、帰属主義に移行すると課税対象外になるということです。先ほどの楕円形の部分ということになります。

以上、簡単ですが、所得の種類別の違いです。

〔外国法人の国内支店に対する課税の新しい考え方(OECD承認アプローチ)〕

国際課税資料5

続きまして、外国法人の国内支店に対する課税の新しい考え方ということで、**国際課税資料5**にAOAの考え方についての図をご用意させていただきました。AOA、OECD承認アプローチは、先ほど来申し上げているようにPEに帰属する所得の算定をするアプローチです。

この考え方ですが、法人格が同一の本店と支店について別々の法人である親会社と子会社に見立てるということです。具体的にどうということになるかというと、まず第1にPEの

果たす機能及び事実関係に基づいて外部取引、資産、リスク、資本をPEに帰属させるということです。2番目に、PEと本店との内部取引を認識するということです。3番目に、その内部取引が独立企業間価格で行われたものとするということです。この3点に基づいてPE帰属所得を算定しようというものです。このようなAOAの考え方に沿って国際課税原則を見直すということになったわけです。

資料の左側の改正前のところをご覧くださいますと、改正前に本支店間で仮に本店に利子を支払う、或いは支店が本店から利子を受け取るといった内部取引があったとしても、それは認識をしないということになっております。これが右側に行きますと、支店が本店に利子を支払えば、それを認識すると、支店の所得はその分減るということになるわけです。

ただし、金額が独立企業間価格と異なる場合につきましては移転価格税制に相当する措置による独立企業間価格に引き直すことになります。この例にあるように、本支店間では支払利子は20であるという認識をしていたとしても、独立企業間価格は10であるといった場合につきましては、移転価格税制に相当する措置により内部取引価格を10に引き直すことになるわけです。

また、PE帰属所得の計算においてPEを独立した法人と見なすというわけですので、PEの必要な資本を認識していただくことになります。PEのあるべき資本というものを計算して、PEが実際に計上した資本と比較をするということです。

一番右側の下のところに図が描いてありますが、PEが実際に計上した資本がPEのあるべき資本に足りないという場合は、余計に借り入れているということになりますので、その少ない部分に対応する負債は資本に相当するものであると見なしまして、対応する利子の損金算入を制限するという措置が講じられているわけです。

〔総合主義から帰属主義への移行の意義（二重課税又は二重非課税のリスクの緩和）〕

国際課税資料6

国際課税資料6に、総合主義から帰属主義への移行の意義ということで、資料を用意させていただいております。これは帰属主義といっても、AOAに沿った帰属主義ということです。

まず帰属主義ということでありまして、第1に先ほど来申し上げているように、租税条約と国内法の二元化の問題が帰属主義に統一されるということで、簡素で、かつ国際的に調和の取れた税制に近づくということです。その結果、対内・对外投资に好影響を及ぼすことが期待されるというのが第1点です。

無形資産の使用料といった本支店間の内部取引損益を認識するということをAOAではルール化しております。それに各国が従うことによって国際的な二重課税、又は二重非課税のリスクが緩和できるということになります。

現在、日本は内部取引損益を認識していないわけですので、仮に外国がAOAに沿った帰属主義、日本が改正前の総合主義ということになると、使用料が日本の支店から外国の本店に支払われるというような資料の中央のケースで見ますと、外国では使用料の受け取りを認識しますが、日本では支払いを認識しない（損金に算入されない）ということになるので、その部分が二重課税になるというような状態になります。下は逆の場合で、この場合には二重非課税が生じるということになります。

これについて各国がそれぞれAOAで対応するというところになると、片方で課税所得が増えた分は片方で減るということで、非常にバランスが取れた形になるということで、国際的な二重課税、二重非課税の解消につながっていくと考えられます。

第2点といたしましては、支店の形態と子会社の形態とで課税原則が同じ形になってまいります。その支店形態と子会社形態との間のミスマッチが解消するということが考えられます。

第3点ですけれども、我が国が締結している条約は旧7条をベースにしたものが多いわけですので、そこについて新7条を導入していくということで、国際課税資料6に書いてあることが実現していくということになります。ただ、旧7条締結国との間でも、旧7条の中で容認された範囲の内部取引というものが一致いたしますので、二重課税、二重非課税の範囲は今よりは狭くなると考えられるところです。

〔内国法人に対する外国税額控除〕

国際課税資料7

これにつきましては、繰り返しになりますけれども、AOAの考え方は本店と支店が分離・独立した企業であるという擬制に立っておりますので、内国法人の外国税額控除における国外所得の計算においても、国外PEが得る所得を国外源泉所得として認識するという形になっております。

国外PEが得る所得の算定は、これまでご説明した外国法人のPE帰属所得の算定と基本的に同様という考え方によるわけです。これまで認識されていなかった本店との内部取引を認識して、国外所得を計算することになります。

また、国外PEが日本から得るような所得があるわけですが、右側の六角形のところです。これは国内から利子配当を得るわけですが、帰属が国外のPEですので、国外支店帰属所得、国外所得という形で認識するという形になるわけです。

以上が今回の課税原則の見直しに伴う全体像ということになります。

〔移転価格税制における第三者介在取引の対象範囲の見直し〕国際課税資料8

国際課税資料8は、26年度税制改正でもう1点ほどご紹介したい項目がございますので、これを簡単に説明させていただきます。

これは移転価格税制に関する見直しです。ご案内のとおり、移転価格税制につきましては、国外関連取引が制度の対象になっているわけですが、内国法人と国外関連者との間に第

三者を介在させることによって移転価格税制の適用を逃れようという行為が想定されます。

このような行為を第三者介在取引といいます。が、これまでも第三者介在取引につきましては、法人と非関連者との取引を国外関連取引と見なして、移転価格税制を適用するという措置が講じられておりましたが、その第三者介在取引の範囲は資産の販売、譲渡等の取引に限定されておりました。

今回の改正では、第三者を介在させた金銭の貸付け、保険、信用の保証といった役務取引、サービス取引等についても同様に移転価格税制の対象に含めることとされました。従って、再保険契約といったような取引が第三者介在取引の対象に含まれることとなります。

私からのご説明は以上です。

(渡辺) 小宮さん、どうもありがとうございます。大変要領よく大量なものをご説明いただきまして感謝申し上げます。

それでは、パネラーの方から順次ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。最初に青山さんからお願いいたします。

Ⅱ. 平成26年度税制改正概要への意見

(青山) 今の小宮さんからのご説明で、理論体系が難しく実施する上でも手続き面の複雑さを伴う帰属主義につきまして、大変わかりやすい図を交えたご説明を頂き、ありがとうございました。

私も今年の『税法六法』の26年版を拝見しますと、帰属主義に向けての今回の改正というのは非常に広い範囲に条文がわたっていて、政省令にわたるまで詳細な改正になっているということがわかりました。恐らく財務省参事官室でのご努力は大変なものだったと敬意を表したい



と思います。その上で、私からは総論と各論に分けて幾つかのコメントと質問をさせていただきます。

〔帰属主義の意義〕

まず今回の改正によりまして帰属主義の下での課税の仕組みに透明性が保障され、かつ PE の吸引力というものがなくなったことから、わが国にとってはインバウンドの投資のインセンティブを高める効果があったと評価されます。ただし、次に申し上げるような懸念も残ると思いますので、その点についてご意見をお聞かせいただければと思います。

〔帰属主義のグローバル基準化に向けたハードル〕

1 点目は、AOA ベースの帰属主義についてです。先ほどのご説明では国境の両側が AOA に沿った国内法改正、或いは条約の整備が行われて初めて二重課税、二重非課税が解消されるということでしたけれども、残念ながら帰属主義を全面的には受け入れていない国々が特に途上国を中心に残っております。そのような状況の下では、本邦企業の立場から見たアウトバウンド投資における二重課税のリスクや解消されない不平等な競争条件が残るのではないかと思います。

これを減らすためには、バイでは租税条約交渉での帰属主義の徹底に向けた先方への働きかけ、或いはマルチの場では OECD などを通じ

て各国の国内法整備の状況のモニタリングなどをやっていかなければいけないと思いますけれども、これらについて OECD ベースではどのような話し合いがされているのでしょうか。これが1点目です。

〔租税回避への耐久力の評価〕

総論の2点目は、今回 AOA に基づく帰属主義の制度設計の下で、機能・リスク分析をベースとした重要な人的機能の重視及びそれを支える文書化の拡充などを通じまして、理念的には、この後の課題になりますけれども、BEPS などの租税回避防止を高める効果があると信じられています。

他方、そのツールを使いこなす課税当局にとりましては、高い執行能力の具備を求めざるを得ないという宿命がございます。BEPS のプロジェクトでは移転価格税制の執行の困難性が正面から取り上げられていて、その困難性から来る租税回避行為への耐久力が検討の俎上に上っているわけですが、移転価格と同様なメカニズムを持つ AOA の将来も同様な懸念があるのではないかということです。

その意味では今回の改正で、例えば本支店間の金融保証や再保険取引を除外し、或いは租税回避否認規定を加えたのは適切だと思いますけれども、この租税回避否認規定につきましては現時点でどのような状況で活用できると予測されているのか。差し障りのない範囲で伺えればと思います。

〔TP 税制との格差の縮小〕

それから、本支店間ベースでのこのような立法整備が進みますと、BEPS の方で移転価格の耐久力が問われている状況を考え併せますと、国内法ベースでの親子会社間の取り扱い、すなわち移転価格税制との格差を再認識させることになるのではないかと考えられます。これを縮小する努力は予定されているのかどうかについても伺いしたいと思います。

〔PE 帰属所得とその他国内源泉所得〕

各論について簡単に項目だけ申し上げさせて

いただきます。1点目は PE 帰属所得とその他国内源泉所得との関係です。人的役務の提供所得や事業譲渡類似株式などについて、PE 帰属所得への優先当てはめに加えて、その他の国内源泉所得への分類を維持したと先ほどの図では理解致しました。

このことは将来 BEPS プロジェクトなどを通じまして、例えばサービス PE の概念などが拡大する可能性を見据えてのことでしょうか。サービス PE といいますのは物理的施設がなくても、提供者の滞在期間によって PE を認定できるようなシステムです。これもちょっとうがった見方かもしれませんが、その点についてお聞かせいただければと思います。

〔内部取引の文書化〕

次に、費用配賦につきましては、根拠となる文書を保管していないと費用配賦そのものを認めないという従来の考え方が維持されると伺っていますけれども、今回の支払いが行われた内部取引の文書化、例えばロイヤルティーなどの文書化がなされていない場合に、課税当局は機能・リスク分析をスキップして、支払いの損金算入を否認できるのでしょうか。これも確認のためにお伺いさせていただきたいと思います。

〔移転価格の未解決の問題〕

また、これに関連しては、無形資産のところで例えばのれんや集合的労働力など、移転価格の分野で未解決の問題が恐らく AOA の分野でも共通して課題になってくると思いますので、早い時期のコンセンサスが望まれると思います。

〔納税者向けガイダンス〕

各論の最後ですが、外国法人の外税控除につきましては3カ国が関連するケースが現れて、複雑な適用関係が予測されますので、多様なケースに対応した納税者向けのガイダンスが必要ではなかろうかと考えます。以上です。

(渡辺) 青山さん、どうもありがとうございます。それでは、次に、浅妻さん、どうぞよ



ろしくお願いします。

〔帰属所得主義について〕

(浅妻) 1点に絞りたいと思います。PEの帰属利得に関しまして法人税法147条の2ができて、同族会社の行為計算否認に類するような否認規定が設けられたのですけれども、これに関して、PEの帰属利得を計算するということはアームズ・レングスで計算することを擬制するものでありますと、私法上は本支店間で取引がないけれども、みなし規定としてアームズ・レングスで考えるということは、PE帰属利得がそもそも否認規定扱いのものではないか。そうすると、それに屋上屋を架して、147条の2を設けるような考え方というのはちょっとやり過ぎなのではないかといった疑問があり得るところです。

ただ、私個人としては、147条の2の存在意義は一応ありうると思っています。というのは、アームズ・レングスに準拠してPE帰属利得を考えますということになっているのですけれども、アームズ・レングス取引の中でもPEの帰属利得の計算において考えてはいけなような類型の取引というのがあるのではないかと考えられます。

国際課税資料5, 6では支払利子とか、使用料というタイプをこれからは擬制して考えてい

くのだということなのですが、例えば保険取引は本支店間では擬制されないことになっています。親子会社、子会社間だったら、或いはアームズ・レングスだったら保険取引というのは当然あり得るわけですが、本支店間ではないということになっております。ですから、アームズ・レングスの世界では存在し得る取引なのだけでも、PEに関しては考えないということがあるということがOECDでも話し合われて、日本でも採用されているところです。

保険取引以外にも、アームズ・レングスでは存在し得るがPE帰属利得の計算においては無視すべきようなタイプの取引、というのがあるのかもしれないと思っています。ですから、147条の2は一応みなし規定ではあるのですけれども、さらに否認規定を念のために付け加えておく必要があったのかなと思っています。ただし、私個人はこの考え方について「税大ジャーナル」の方に書いたのですが、若干限界もあるだろうと思っています。

今の段階で小宮さんが「どういうものが否認されるタイプです」と言うことは難しい段階だろうと思うのです。私が今日述べました推測について良いとも、悪いとも言にくいと思うのですが、そういうコメントです。以上です。

(渡辺) 浅妻さん、どうもありがとうございます。それでは、最後に、古田さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(古田) 小宮さん、ご丁寧なご説明をどうもありがとうございました。

〔内国法人である一般事業会社における注意点について〕

私の方からは次の3つのお願い、或いは確認をさせていただければと思います。1つ目は、内国法人である一般事業会社における注意点についてです。総合主義から帰属主義への移行に



つきましては、大きく影響を受けるのが外国法人であるということ、或いは平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用されるということで、内国法人、特に銀行や商社というよりは、弊社のような一般事業会社では少し油断があり、その対応への意識があまり高くないのではないかと考えております。

つまり、本格的な準備に着手している企業は少ないのではないかと、むしろ具体的にどのような影響があるのか学習を始めた企業がほとんどではないかと思われます。しかし、内国法人につきましても、少なくとも次の2つに関しては影響があるとされておりまして、それなりの手当てをしておく必要がございます。1つは外国税額控除制度における国外源泉所得の計算、他の1つが内部取引に関わる文書化です。

ただし、この点に関しましても、旧モデル7条、或いは新モデル7条の比較を含めた帰属主義の概念そのものが複雑であること、その改正点に関連するポイントが非常に多岐にわたって大量であるということを考慮いたしますと、完全に理解している方は非常に少ないのではないのでしょうか。

本年4月には、ここ租研におきまして財務省主税局担当者様よりご説明いただいておりますが、従来にも増して長時間ご説明いただいても足りないぐらいであったことから明らかなように、その複雑さや量の多さは際立っております。

した。

弊職自身も対応に当たりまして、何か漏れがあるのではないかと不安を持っておりますので、いま一度、帰属主義への移行に関しまして、内国法人、特に一般事業会社にどのような影響があるのか、いわゆる注意点、準備が必要となる点につきまして、先ほどの2点以外に他に何かあるのかも含め、少しかみ砕いてご整理、ご教示いただければと思います。

〔国外源泉所得の計算について〕

2点目は国外源泉所得の計算についてです。国外源泉所得の計算につきましては、現在まで国内源泉所得以外が国外源泉所得とされてきたものが、国外PE帰属所得を中心として、いわゆる積み上げ方式により算出することになっております。

この国外PE帰属所得の把握もPEの機能及びリスクを分析して、共通費用配分、資本の配賦、負債利子の加算等を考慮に入れなければなりません。一言で申し上げますと、非常に複雑な手続きが要求されるわけです。ただし、国外PE帰属所得の中には、技術者を派遣して、たまたま183日を超えてしまったというような、いわゆる一時的に発生するようなものもございます。このようなケースにまで複雑な計算を要求するのは少し無理があるような気がいたします。もちろん、これは一例でございますが、ケースに応じて少し簡易的な措置を施していただくような運用の面での配慮を今後ご検討いただけないでしょうか。

〔内部取引に関わる文書化について〕

3点目が内部取引に関わる文書化です。国外源泉所得の計算に関わってくると思われますが、内国法人の本店と国外事業所等との間の内部取引につきましては文書化が必要となり、独立企業間価格が要求され、さらにその算定は移転価格税制と同様とされ、その算定に関する文書化も要求されております。

この文書を準備する際、もう少し具体的にどのようなものが必要となるのか、インストラク

ションを頂ければと思います。例えば契約書がない場合、作成すべき契約書類似書類の例示サンプル、国外事業所等が果たす機能、リスクに関する書類の例示サンプル等がありますと幸いです。以上です。

(渡辺) 古田さん、どうもありがとうございました。PEの代表は支店ですけれども、支店というのは全ての業種が持っているわけではありません。金融機関の場合には海外支店を持っているケースが非常に多いわけですけれども、一般の事業会社では支店は持っていない、現地法人・子会社しか持っていないというケースが多いです。そういうことで、事業会社はちょっと違うのだというお話があったのではないかなと思います。

それでは、小宮さんの方から今のお三方からのご質問、ご意見についてのお考え、お答えをよろしくお願い申し上げます。

(小宮) 3人のパネラーの皆様から非常に貴重なコメント、ご意見、ご質問を頂きましてありがとうございました。順不同でお答えをさせていただきますと思います。

〔PE 帰属所得に係る行為計算否認規定〕

PE 帰属所得に係る行為計算否認規定につきまして、浅妻さんから規定の趣旨、或いは場面、それから、青山さんからも適用場面、移転価格税制との格差といった点についてご質問を頂いております。

外国法人のPE課税につきましては、同一法人の内部で機能、資産、リスクの帰属を人為的に操作するということが比較的容易であるだろうということから、同族会社と同様に潜在的な租税回避リスクが高いのではないかと考えられるところです。

機能、リスク等の帰属に関する人為的操作と一口で申ししましても、同一法人内部ということ

なので、相当多様なバリエーションがあるのではないかと考えているところです。その中には個々の取引だけに着目すると独立企業原則と整合的だけれども、全体として見た場合には税目的の観点から問題があるのではないかという場面があるのではないかと考えております。

具体的なケースをこの場で申し上げるのは難しいのですが、例えば外国法人の日本支店が本店とが取引を行う場合に、日本支店と本店との間に意図的に外部の第三者を間に挟むことにより、結果として支店が独立企業間価格を超える支払いを行うことによりPE帰属所得を圧縮するということも考えられます。このケースでは、支店と外部の第三者の取引は、移転価格税制の対象にはならないわけです。こういったPE帰属所得を減少させるようなケースも抽象的には考えられるのではないかということです。そのため、外国法人のPE課税に関しまして、同族会社の行為計算否認規定に類似したような包括的な租税回避防止規定を設けるという形にさせていただいております。

他方で、そうすると移転価格税制と格差が出てくるのではないかということですが、その点について対応するという事になってくると、例えばGAARのような一般的行為計算否認規定を措置してはどうかといった議論につながってくるのかもしれませんが、これにつきましては課税の現状とか、国際的な潮流といったものを勘案しながら、導入が本当に必要なのかどうかというのを今後検討していく必要があるのかどうかというところだと考えております。現時点ではGAARを措置しなければいけないというところではございません。

〔所得計算の簡素化〕

続いて、所得計算の簡素化について古田さんの方からご質問、ご確認事項がございました。今回の改正は確かにかなり複雑なところもございますし、私どもといたしましても、納税者の方々の事務負担、コストといったものについては十分配慮していかなければいけないと考えて

いるところです。

他方で、適正な課税という目的もないがしろにはできないというバランスの中で今回の制度を仕組んでいったわけです。その中でご関心の点について、お答えになっているかどうかよくわかりませんが、申し上げますと、今回の改正では PE 帰属所得の計算において内部取引を認識してくださいということになっているわけです。他方で、従来のような本店としての共通経費について、本店配賦経費を配分するという仕組みも存置されています。

従って、PE において費用計上する場合において、PE と外国本店に内部取引があったと認識する方法もあれば、外国法人全体として利用した共通経費をその内容に応じて日本 PE に配分するという両方を取り得るケースもあるのではないかと思います。もしそういう場合であれば、後者を選んでいただければ、従来の実務慣行を変える必要がないという意味では事務負担の軽減につながる可能性があると考えております。

また、PE 帰属所得計算、負債利子の加算調整等の話ですが、確かに利子加算調整を行う場合には国外 PE 帰属資本相当額を計算していただくということになっております。この方法につきましても、一般事業会社は特例的にリスクを加味せずに、簿価を用いて計算することができるといった簡便法が措置されており、一定の事務負担に配慮しております。

さらに申し上げますと、この利子の加算調整自体は内国法人が国外源泉所得の外国税額控除の枠を算出する際の計算であり、申告書への書類添付がある場合に限り、適用が認められるということです。銀行、証券会社以外の内国法人については、その選択により利子の加算調整自体を行わないことも実務的には可能なのではないかと考えられるところです。

〔文書化について〕

文書化の点につきまして古田さん、青山さんからご質問を頂いているところです。古田さん

からは文書化の詳細、それから、契約書がない場合の対応ということでご質問を頂いています。

国外事業所等に帰属する所得ですけれども、その内部取引を加味するのですが、内部取引の内容は国外 PE の機能や事実関係に基づいて判断されるということで、文書化というのはその判断の重要な出発点になるわけです。納税者にとりましても、内部取引に関するご自身の認識を表した文書を作成するということで、税務リスクの軽減、予見可能性の向上につながると考えているところです。税務当局にとりましても、先ほど申し上げたような出発点ですので、税務執行が明確化されることが期待されるわけです。

内部取引について契約書というのは当然には作成されないというものですので、契約書がない場合につきましては、どのような内部取引をどのような条件で行ったのかを明らかにすることで、第三者間で取引を行う場合に通常記載される取引条件、或いは取引内容等について明示された書類を用意していただくという必要があるわけです。

また、青山さんから内部取引の文書化をしていない場合についてのご質問を頂きましたけれども、内部取引の文書化がないからといって、直ちに内部取引自体がなかったということにはならないということです。内部取引の有無、金額の妥当性につきましては、それ以外の各種の事実関係に基づいて判断されるということになるかと考えております。

〔グローバル基準化に向けたハードル〕

青山さんから AOA ベースの帰属主義のグローバル基準化に向けたハードルというご指摘がございました。確かにマルチの OECD の場での議論が必要になってくると思います。

日本の努力といたしましては、条約改正ということで、昨年12月に署名をされました改正日英租税条約におきましては AOA ベースの帰属主義が初めて導入されることになっております。今後も租税条約の締結、改正の際に相手国と交渉をしながら、基本的に AOA を導入してい

たいと考えているところです。

〔PE 帰属所得の分類〕

税制改正の PE 帰属所得の位置付けにつきまして、位置付けというか、分類につきまして将来サービス PE が拡大する状況を見据えてかというご指摘も青山さんから頂いております。

今回はさすがにそこまでは考えていないというのが正直なところです。サービス PE が拡大するのを所与のものとわれわれは考えているわけではございません。PE の範囲につきましては、BEPS プロジェクトをはじめとして、国際的にもまだ議論が進んでいるところですので、その議論の進行を踏まえつつ検討していければと考えております。

〔外税控除〕

また、外国法人の外税控除について3カ国が関連するケース等ですが、具体的なケースについて納税者の方々に対してどういうガイダンスをしていくのかというのは、いろいろな方々のご質問、ご意見をこれから幅広くお伺いしながら対応を検討していきたいと思っております。

〔一般事業会社における注意点〕

古田さんから一般事業会社における注意点ということです。確かに支店を有する一般事業会社がどこまであるのかという点があるかと思えますし、まさに注意すべき点を古田さんにおっしゃっていただいたので、あまり付け加えるところはないのです。

あえて付け加えるとすると、今回の改正により外国法人の PE 帰属所得の計算において内部取引を認識していただくわけですが、その内部取引の認識のタイミングについてです。外部取引と連動しての内部取引、例えば本店から日本支店に内部売り上げがあって、それを日本支店が外部に売り上げるといったような場合には、法人全体としてその損益を認識したか否かに拘わらず、内部取引があった時点で、内部取引損益が生じた段階で認識をしていただくということになります。

ですから、内国法人の場合は外国に PE があ

るわけですから、外国の PE が日本本店に対して内部売り上げを認識して、その後、本店が外部に売り上げを認識するというケースでは、外部への売り上げを認識していないという段階であっても、PE が本店に対して売り上げを認識したら、その段階で国外所得金額を認識していただくということになるということです。その他にも細かいところがあると思いますが、そういった点についてはご留意いただければと思います。

私からは以上でございます。

（渡辺） 小宮さん、どうもありがとうございます。ありがとうございました。

今回の帰属主義への見直しは、実際に実施されますのは、平成28年4月1日以降に開始する事業年度からで、まだ時間はあるわけです。今お聞きいただきましたように、ある面で支店に本来ない資本金の配賦をするとか、相当精緻にできたものですので、執行の段階になるとまたいろいろ問題が出てくるかもしれません。そんな意味で各企業の方もご関心を持っていただき、自分のところはどうなるのかということで、時間があります間になるべくのご準備をいただければという感じがするわけです。

それでは、以上で第1部を終わらせていただきまして、第2部の「BEPS 及び自動的情報交換」に移らせていただきます。最初に小宮さんの方から BEPS の現状及び自動的情報交換についてご説明をお願いいたします。

Ⅲ. G20／OECD を中心とした国際的な議論の潮流

1. BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの現状

（小宮） また資料をお開きいただきまして、国際課税資料9のBEPSの方から始めさせていただきます。

〔税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画〕

国際課税資料9

BEPS 行動計画の現状を簡単に取りまとめてあります。そもそもこの行動計画の発端は、リーマンショック後、各国は非常に財政状況が悪化して、増税、或いは歳出削減という形で多くの国民負担を求めてきております。そういう中で、グローバル企業が国際的な税の隙間とか、抜け穴を利用して税負担を軽減し、圧縮している、ほとんど税金を払っていないという問題が欧米でかなり政治問題化しております。

こういった問題がかなり盛り上がったのですが、その対応に関して一国だけでできるかというと、1カ所をふさいでも、また他のところに行ってしまうえば意味がないわけです。そこで、国際協調による取り組みが必要だということで、先ほどご紹介がございましたように財務省の国際局長である浅川が議長を務めておりますOECD 租税委員会におきまして、「税源浸食と利益移転」は英語でBase Erosion and Profit Shiftingですが、その頭文字を取ってBEPSと呼ばれるプロジェクトを立ち上げたということです。

これはG20という国際的な場で非常に熱心に議論されているところで、昨年7月のG20の財務大臣会合、それから、9月のG20サミット、首脳会合でも議論が行われて、G20諸国から全面的な支持が得られているということです。

BEPS 行動計画の重要な点は、OECD だけではなくて、G20という枠組みを設けたということにあります。3番目の○のところに※で

OECD 以外にどんなメンバーがいるかというのを並べております。中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカと非常に有力な経済新興国が含まれております。こういったメンバーを含むことによりまして、先進国と新興国の双方を含んで実効性のある議論を進めていく場となることが期待されているわけです。

〔BEPS プロジェクトの歩み〕 国際課税資料10

国際課税資料10はBEPS プロジェクトの歩みですので、これは割愛させていただきます。

〔BEPS の問題点〕 国際課税資料11

国際課税資料11をお開きください。BEPS の問題点です。これはあらためて申し上げるまでもございませんけれども、どのような問題があるかということをおのOECD の作ったBEPS 行動計画の内容に基づいて整理したものです。

多国籍企業が先ほど申し上げましたような過度な節税対策によって税負担を軽減しています。これによって何が起るかということですが、まず政府にとってみますと、下線を引いたところになりますが、政治問題化したということでもわかりますように、納税者の不公平感が非常に高まるということです。それによって税制全体に対する信頼が揺らいでしまうという非常に大きな問題がございます。

また、企業にとっても「節税を行っているだけで、よいではないか」ということではございません。特に日本の企業はそういったBEPS を利用した節税をあまり行っていないと承知していますが、そういうBEPS を利用した節税を行っていない企業、或いはBEPS を利用できない国内企業、典型的には中小企業ですが、こういった企業がBEPS で税金をあまり払っていないグローバル企業と本当に対等に競争できるかというと、なかなかそうもいけません。競争条件は不利になっているということがございますので、公平な競争条件を整備するという意味でもBEPS は非常に問題があるということです。

従って、BEPS 対策のための国際協調の取り組みというのは、納税者の税制に対する信頼の確保、公正な企業活動の促進による堅実な経済成長という意味で大きな意味があるという点について経済界の皆様のご理解を頂ければと考えているところです。

〔OECD 租税委員会 BEPS 行動計画（概要）〕

国際課税資料12-14

国際課税資料12から14に BEPS 行動計画の項目を並べております。BEPS 行動計画は15の行動計画（アクションプラン）に分かれております。それを項目ごとに期限を切って結論を出すという取り組みです。これまでいずれも OECD の場で何回ともなく議論されてきたような話題も含まれているわけですが、これについて期限を切って結論を出すということにしたわけです。

一昨日の9月16日に第1弾の報告書が公表されております。昨日の新聞にもかなり報道されておりましたので、皆様もご覧いただいたのかなと思っております。この資料に網かけをした部分が第1弾の報告書に該当するところで、期限が2014年9月となっております。

その他の行動計画につきましては、2015年9月、それから、2015年12月といった期限が付されておりますので、さらにもう1年以上検討・議論を続けて全体が取りまとめられる予定です。

ちなみに今回9月に取りまとめられた報告書につきましては、この週末にオーストラリアのケアンズで行われます G20の財務大臣会合に提出されると聞いております。

今回、国際課税資料12では1番、2番、5番、国際課税資料13で6番、8番、それから、国際課税資料14で13、15番という7つの報告書が取りまとまったわけです。本日はその主な行動についてご説明させていただきたいと思います。

〔行動1 電子経済の課税上の課題への対処〕

国際課税資料15

国際課税資料15をお開きください。行動1「電子経済の課税上の課題への対処」です。電子経

済という耳慣れない訳語を使っておりますけれども、原文では digital economy と書かれています。電子商取引等の新たなビジネスモデルに対して現行の国際課税ルールで、法人税等の直接税、それから、間接税、消費税の課税が十分に行えていない恐れがあるという問題意識の下でその対応策を検討してきたものです。今回はかなり分厚い報告書が出されておりますけれども、それをあえて簡単にまとめております。

電子経済がもたらす課税上の課題ということでは4点ほど指摘をされております。①から④までございますけれども、このうち①から③が直接税、④が間接税に関する課題として指摘をされております。

①ですが、事業所得につきまして、先ほど来申し上げている PE の関係で、PE なくして課税なしという原則がございます。これまでも電子取引に係るサーバは PE として扱われるということになっておりますけれども、そのサーバすら顧客の所在国にはないといったように、物理的拠点が全くないために、事業所得として顧客の所在する国で課税することができないというような場合についてどのように考えるかという課題でございます。

次の②ですが、最近はビッグデータビジネスというのが話題になっていますが、企業が他国の顧客利用者等のデータを大量に収集して、そのデータを基に他の国でビジネスを行い、その他の国で経済的利益を得ているようなケースです。その企業が得ている利益はデータの収集元である国で生じたのではないか。そういった観点からどういうふうに課税ができるのか。或いは課税をそもそもするのかというような考え方の課題が指摘されております。

③はややテクニカルになりますけれども、租税条約等では事業所得、使用料といった所得の分類ごとに課税関係が規定されております。クラウドサービスの対価といったようなものについては、果たして事業所得なのか、使用料なのかといった形で、租税条約の適用上どのように

分類するかという課題が指摘されております。

最後の④は間接税の課題です。電子商取引において海外から消費者に直接電子配信によって電子書籍とか、音楽配信とか、そういったサービス提供が行われる場合、Business to consumer (B2C) 取引の場合について消費課税をどのように確保するのかという課題が指摘されています。

〔行動1 電子経済の課税上の課題への対処〕

国際課税資料16

国際課税資料16として図を付けております。これにつきまして今回の報告書では「こうせよ」という勧告ではなくて、オプションという形で幾つか提案が示されております。

国際課税資料16をご覧くださいますと、顧客がいるところはA国、会社があるところはL国ということで、このA国の顧客が音楽の電子コンテンツを購入して、L社に代金の支払いをするという事例です。オプションの(A)が中頃に書いてありますけれども、L国のL社の物理的拠点がA国にないという場合に、電子商取引におけるPEの考え方を見直すことについてどうかということで幾つか提案がなされております。

(B)は、A国でデータを収集しているというときに、そのデータの価値に着目した課税ができないかということで、これも幾つかのオプションが提示されています。

(C)ですけれども、物理的拠点がなくから課税ができないということであれば、決済を行う金融機関への源泉徴収をしてはどうか。例えば電子商取引の場合はクレジットカードでお支払いをされる方が多いと思いますけれども、間に挟まっているクレジットカード会社からL社に対して支払いが行われるときに源泉徴収を行ってはどうかという提案がなされています。

最後に消費税の関係では(D)のところにありますけれども、B2C取引について消費地であるA国において消費課税を行ってはどうかというオプションが提示されております。

あえて抽象的なご説明を申し上げましたけれども、4つのオプションはいろいろ詳細が出ているのですけれども、どこまでフィジビリティがあるのか、どういった影響があるのかという点については評価が行われておりません。今後さらにOECDにおきまして中立性の観点でどうなのか、効率性の観点でどうなのかといったような評価が行われる予定です。例えばPEの問題は、他のPEの認定に関する行動計画もあるものですから、そういった他の行動計画の検討も踏まえて、オプションの技術的詳細や影響について検討するというようにされております。

なお、わが国における対応ですけれども、消費税に関しましては今年の6月に政府税調の方で電子商取引への消費課税に関する制度案が示されたところですので、今年の年末の平成27年度税制改正プロセスにおいてさらに検討が進められると考えているところです。以上が行動1です。

〔行動2 ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化〕 国際課税資料17

続いて、行動2が国際課税資料17になります。これにつきましてはハイブリッド・ミスマッチですけれども、金融商品や事業体に対する複数国間における税務上の取り扱いの差異があって、それを利用して税負担を軽減するということです。二重非課税になるような形に軽減することが問題視をされているということです。

〔ハイブリッド金融商品（支払者側で損金算入、受領者側で益金不算入となる配当のケース）〕

国際課税資料18

報告書では二重非課税の発生を幾つも類型化した上で対応策を提案しておりますけれども、この場ではそのうち1つだけご紹介をさせていただきます。国際課税資料18をご覧ください。

ハイブリッド金融商品ということで、負債の性格と資本の性格の両方を持つような金融商品です。例えばある種の優先株式のようなもので

す。これはB社が優先株式の発行者、A社がその優先株式を保有している者というケースです。B国ではこの優先株式の配当については利子となみして、損金算入ができます。A国ではその配当は株式の配当ということで、外国子会社配当益金不算入制度が適用されるという形で、結果的にA国でも、B国でも課税されない二重非課税が生じるというケースです。

報告書におきましては、このようなケースへの対応として、国際的二重課税排除のために措置されている外国子会社配当益金不算入制度につきましては、配当支払者において損金算入される配当は適用除外とすべしということが勧告されているわけです。

わが国におきましても報告書における勧告を踏まえまして、外国子会社配当益金不算入制度の見直しというものが今後検討されることになろうと考えております。

【行動5 有害税制への対抗】国際課税資料19

国際課税資料19の行動5は有害税制への対抗ということで、他の行動と位置付けが異なっています。他の行動は基本的には条約を直していったり、国内法を直していったりという形になるわけですが、これはOECDでこれまで各国の税制について国外から足の早い所得、例えば金融所得とか、サービス所得を狙い撃ちして誘致するといった税制は他国の税源を奪う有害な税制であるということで、各国にその改廃を求めてきたという経緯がございます。

行動5はその取り組みをあらためてOECDの側で強化していこうというものです。これによってわが国の税制に直接改正が行われるといったものではございませんので、今回説明は割愛させていただきたいと思います。

【行動6 条約の濫用防止】

国際課税資料21-22

続いて、国際課税資料21をお開きください。行動6の条約濫用防止ということです。条約漁り（トリートィショッピング）と呼ばれていますけれども、これは本来であれば租税条約の恩

恵を受けることができないような、租税条約の締結されていない第三国の居住者が租税条約の恩恵を享受しようとする、租税条約を濫用することを防止するというものです。

今回はいろいろな措置が勧告されておりますけれども、中心になっておりますのは、各国の租税条約が備えておくべき濫用防止規定の最低基準をどうするかということになっております。

報告書の概要のところで幾つか書いております。まず租税条約の前文に、租税条約というのは、条約漁りを通じたものを含め、二重非課税の創出や租税回避・脱税による税負担軽減を目的とするものでないということを明記するということがございます。

また、具体的な規定については①、②、③ということで、次のいずれかを最低基準として規定してくださいということが勧告されております。1番目が特典制限規定と主要目的テスト、2番目が主要目的テストのみ、3番目が特典制限規定と導管取引防止規定ということになっております。

まず国際課税資料22左側にある特典制限規定（Limitation on Benefit：LOB）と呼ばれる規定です。これは所得の受領者の属性に着目した規定です。どのようなものかというのは下のイメージ図をご覧くださいけるとわかりやすいと思います。

A国とB国で租税条約があつて、例えば配当について免税になるというような規定があつたとします。これはC国に存在するC国企業は直接適用が受けられないわけですが、このA国、B国間の租税条約を使うために、ペーパーカンパニーをB国に設立するということが考えられるわけです。

こういったものについては実態がないということで、租税条約の特典を付与しないということにする。つまり、資料の下に書いてあるように、租税条約の特典付与を一定の適格者に限定するというものです。適格者というのは第三国居住者に支配されていないと考えられる者を類

型化して、客観的要件によって定義をしているというものです。海外の事例で見ますと、米国、メキシコ、スペインといった国々が租税条約にLOBの規定を採用しているという状況です。

他方で、右側の主要目的テスト（Principal Purpose Test：PPT）というのですが、これは取引の目的に着目するといった規定です。図で示したものは、これもA・B間の条約があるという状態ですが、C国企業がA国企業の株式を持っている。ですから、AがCに株式の配当を支払うと、A・B間の租税条約は受けられないわけですが、A・B間の租税条約を受けたいということで、C国企業が金融機関等に、条約の特典享受を目的として、配当を受ける権利を譲渡する。これによって配当がA・B間の特典を受けられるような形を作り出すということが考えられます。

この金融機関等はLOBでは適格者に該当いたしますので、LOBではこれは防止できないということになっております。その対策といたしまして、主要目的テスト規定は、下にあるように、租税条約の特典を享受することを取引の主たる目的の1つとする場合には特典を与えないということを規定しています。海外では英国、フランス、ベルギー等の国々が採用しているものです。

特典制限規定（LOB）につきましてはわが国の租税条約においても採用されております。

今後、OECDにおいて他の行動における検討結果の他に、投資ビークルの適格性についてどう考えるかといったことも踏まえながら、この詳細に係る検討を引き続き行っていくということになっています。その結果、OECDモデル租税条約の改訂につながると考えています。

わが国においては引き続き条約濫用防止規定を含む租税条約の拡充等を目指していくということになろうかと思えます。以上が行動6です。

〔行動8 無形資産に係る移転価格ルールの策定〕 国際課税資料23-24

続いて、国際課税資料23の行動8は移転価格

税制に関するものです。実はこの行動8の他にも、行動9と行動10は移転価格税制関係のものがあるわけですが、今回は行動の8のうちの一部について報告書が取りまとめられています。

内容は無形資産に係る移転価格ルールの策定です。無形資産を軽課税国の子会社に不当に低い価格で移転するということで、ロイヤルティーに対する課税を回避するといった多国籍企業があることから、これを防止するルールの策定が求められているところです。これについてイメージ図をご覧くださいながらの方がいいと思いますので、**国際課税資料24**をお開きください。

これはA国にあるA社が無形資産を開発して、B国で実際は孫会社が消費者に対して商品売っているといった事例です。A社が軽課税国のL国に無形資産を不当に低い価格で移転するとしますと、B国の孫会社からL社に対してロイヤルティーが支払われて、超過利潤がL社に蓄積することになります。A社は無形資産を安い値段で売ってしまっているため、ロイヤルティーに係る収入は入りませんので、A国の税源が浸食をされている、すなわちBEPSになっているという状況になっております。

仮にB国にも使用料に対する源泉徴収課税が存在しないということになると、B国、L国、A国のどこでも課税がされないという二重非課税ならぬ、三重非課税といった状態になるわけです。

このようなケースの対応としまして、無形資産の移転を移転価格税制の対象とすることになるわけですが、何が無形資産に当たるのか、どの時点で無形資産の移転が行われたのか、無形資産の価格の算定をどうするかといったルールを明確にしようというものです。

国際課税資料23に戻って、今回の報告書ではどこまで触れているのかというところですが、ここについては無形資産の定義が定められてお

ります。これについては「有形資産・金融資産でなく、所有・支配することができ、同様の状況の非関連者間取引において、その使用、又は移転により報酬が生ずる資産」ということで定義をいたしております。これによってしかるべき報酬が生ずるものを過不足なく定義をしたということになろうかと思えます。

また、その価格算定につきましては、信頼し得る比較対象取引が存在しない場合の評価手法として、Discount Cash Flow (DCF) 法を用いて将来の予想収益を現在価値に割り引いて価格を算定する方法が導入されています。

先ほど申しましたように、移転価格ルールに関連する行動として、行動9と行動10があります。価格付けが困難な無形資産の評価額算出方法等の論点につきましては、それらの行動と併せて、来年の期限までに継続して議論することになっております。

従って、今後につきましては、他の行動における検討結果を踏まえて、今後「移転価格ガイドライン」がOECDにおいて改訂されるのではないかと考えられます。わが国もOECDの議論を踏まえながら、国内法及び通達上の手当てについて検討をしていくことになるのだらうということです。

〔行動13 移転価格関連の文書化の再検討〕 国際課税資料25

続いて行動13です。これも移転価格関連であり、移転価格関連の文書化についての行動です。これまでも移転価格の文書化ルールというのはあったわけですが、この行動計画は多国籍企業グループに対して適正な移転価格課税を実現するために、多国籍企業グループの取引の全体像に関する情報、すなわち各国における利益、納税額、経済活動の概要等に関する報告を義務付けて、その国際的基準の策定を目指していくというものです。

これは冒頭にご説明したグローバル企業の節税問題を通じまして、各国が移転価格課税を適正に行うためには、こうしたグローバル企業が

国ごとに利益や税金をどのように配分しているかといった情報が必要だということが世界的に認識されたことによるものです。先ほど渡辺さんからご紹介がありましたように、特にヨーロッパ諸国は強くこれを主張してきた経緯がございます。

また、グローバル企業にとっては、こうした情報を各国がばらばらに求めてくれば、多大な事務負担が生ずることになりますので、そういった負担を軽減する観点から国際的な共通様式が求められるということになります。

〔行動13 移転価格税制の文書化に関するルールの策定〕 国際課税資料26

具体的な内容については、概要のところで次の国際課税資料26の絵の方をご覧くださいだと思います。報告書では、多国籍企業に対しまして、この図にありますような共通様式に従って、移転価格リスク評価のための情報を税務当局に提供するよう義務付けるとことが勧告されております。マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書（カントリー・バイ・カントリー・レポート）の3つの書類です。

まずマスターファイルですが、これは親会社で作成するもので、多国籍企業グループ全体に共通する基本情報に属するものです。例えばここにあるグループの組織図、事業概要、保有する無形資産の情報、グループ内金融活動に関する情報やグループ全体の財務状況、納税状況といったかなり次元の高い情報になってまいります。

2番目がローカルファイルです。これは各国に所在するそれぞれの会社が行うグループ内取引の情報を作成することになっており、かなり内容も細かいものになっております。組織図、経営戦略、主要な競合他社、それから、関連者間取引と取引背景、移転価格算定根拠という移転価格税制に関する情報です。

3番目が国別報告書（カントリー・バイ・カントリー・レポート）です。これは親会社で作成するとされております。これは多国籍企業グ

ループ全体について、それぞれの拠点が所在する国ごとの収入・利益・税額といった財務情報を一覧にした表になります。

こういった項目について経済界の皆様からいろいろなご意見を頂戴したところです。共通様式に含まれることになった項目につきましては、パブリックコンサルテーションを通じて寄せられた経済界からのご意見というものが一定程度反映されて、当初の案よりは項目数が減っていると思います。

ただ、こうした情報がどのように提出先で使われるのか、あるいは秘密の保持は大丈夫なのか、というご心配の声があるのもまた事実です。この点につきまして報告書では、これらの情報が移転価格リスク評価のための情報であって、この情報によって直接移転価格課税を可能とするものではないということが記載されております。また、秘密の保持に関して申し上げれば、税務当局は営業上の秘密及び移転価格文書に含まれるその他の商業上センシティブな秘密情報の不開示を保証しなければならないとされているところです。

今後の課題としては、ローカルファイルはそれぞれの拠点が所在する国の税務当局に提出するということなのですが、マスターファイルと国別報告書については親会社で作成するものですから、それを各国子会社が所在する国に向けてどのように報告をするのかという文書の提供方法が残されています。これにつきましては、大きく2つの方式が議論されているところです。まず1つ目が企業情報の秘密保持、それから、適正利用を重視する観点から、租税条約の情報交換により各国の税務当局間で情報を共有するという方式がいいのではないかと主張がございます。これは親会社のある国の税務当局に1回出して、あとは税務当局間で情報交換すればいいのではないかと考えるようになります。

他方、そういう租税条約を用いた提供方式は、情報を交換して受け取る側からすると、タイムリーな情報の入手ができない、情報を適切に活

用できないという主張があります。それから、条約を締結している国と締結していない国があるわけですので、関係国全てが情報を入手することが望ましいという観点からは、子会社を通じて各国の税務当局に提出するべきであるという方式を主張する国々もございます。

こういう議論が続いた結果、この段階では結論を導くに至りませんでしたので、あと数カ月間引き続き議論をして、結論を得ることになっています。以上が行動13です。

〔行動15 多国間協定の開発〕

国際課税資料27-28

最後は行動15ですが、これは今申しましたような各種勧告を実施するためには、租税条約の改正というものがなってきますが、世界中で併せて3,000本ぐらいの条約がある中で、それを1本、1本改正していくと膨大な時間がかかります。そのため、マルチ協定を作って、一度に改正できないかということが検討されております。結論としては実現可能ではないかということで、今後さらに検討を進めるということになっています。

以上がBEPSの関係ということになります。

2. 自動的情報交換を巡る最近の動向

〔非居住者に係る自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯〕 国際課税資料29

最後は自動的情報交換についてご説明させていただきます。国際課税資料29を開きください。これもOECD、G20の議論の中で大きな柱になっております。

この自動的情報交換を一言で申し上げますと、外国の金融機関を利用して国際的な脱税や租税回避をしているケースを防止するために、金融機関が有する非居住者の口座情報について税務当局間でお互いに提供し合おうといった取り組みです。

経緯から申しますと、2008年にスイスのUBS事件というものがございました。アメリカでスイスの金融大手UBSの元行員が脱税ほ

う助で起訴され、米国内で批判が高まったというものです。それを受けて、アメリカでは米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止するために、「外国口座税務コンプライアンス法」、FATCA と称しておりますけれども、外国の金融機関から米国市民の口座情報を報告させるという法律を作りました。

これが契機となりまして、税務当局間で非居住者の口座情報を提供し合う自動的情報交換に関する国際基準を策定するという動きが進んでまいりました。G20の財務大臣会合、或いはサミットにおいても支持をされてきたところです。

実際にその国際基準を策定したのが先ほど申し上げた OECD の租税委員会です。今年の7月に細目も含め、国際基準である「共通報告基準」が完成いたしました。今後は各国が共通報告基準を実施するための国内法制を整備するという段階に入ってきております。各国とも早期に実施すべきということが指摘されておまして、そういう国際的な流れになるということです。

〔共通報告基準による自動的情報交換のイメージ（日本⇒外国）〕国際課税資料30

具体的にどういうことが起こるのかということとを以下の図でご説明をさせていただければと思います。国際課税30がイメージ図になります。これは自動的情報交換ということなので、日本の当局から外国の当局へ情報を提供するとともに、外国の当局から日本の当局に情報が提供されるという関係になります。

まず日本から外国の絵です。一番下に居住者がいます。右側には A 国居住者、B 国居住者がいるのですが、今回問題になっているのは日本の居住者ではなくて、A 国居住者、B 国居住者、日本から見ると日本の非居住者です。

この日本の非居住者が日本の金融機関に口座を持っているという場合に、金融機関に日本の非居住者の口座を選別していただきます。日本の非居住者の②に書いてあるような氏名・住所、納税者番号、口座残高等の情報を国税庁に報告

していただくということになります。念のために申し上げますけれども、そういう制度ですので、日本居住者の方々の情報が収集、或いは報告されるということはございません。

国税庁はこれらの報告を受けた情報を相互主義に基づいて A 国の税務当局、B 国の税務当局に提供する。相互主義ですので、ちゃんと相手からも提供がされるという場合に限って提供するという仕組みになっているわけです。以上が日本から提供する場合です。

〔共通報告基準による自動的情報交換のイメージ（外国⇒日本）〕国際課税資料31

逆に日本が受け取る場合は、裏返しなので、国際課税資料31の図をご覧くださいと思います。これは日本の居住者が A 国、或いは B 国、C 国というところに口座を持っているという場合ですけれども、今と全く裏返しの状況になっておまして、A 国の金融機関から A 国の税務当局に情報が報告され、A 国の税務当局から国税庁に対して相互主義に基づいて日本居住者の情報が提供されるという形になるわけです。

〔共通報告基準の概要〕国際課税資料32

国際課税資料32は共通報告基準の概要ということですが、これは今申し上げたことを文字に落としているものですので、説明は割愛します。

〔G20サミット首脳宣言（仮訳抜粋）〕

国際課税資料33-34

国際課税資料33に G20サミットの首脳宣言、それから、国際課税資料34に G20財務大臣会合の声明というのが出ておまして、各国で力を入れた議論が行われております。これについては今週末の G20財務大臣会合でも恐らく議論になるだろうと予想されるところです。

BEPS をはじめとする国際課税分野における国際協調の取り組みというのは、日本としても積極的に取り組んでいきたいと考えておりますし、その中で企業の皆様方からもご意見を頂戴して、それを生かしていきたいと考えていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思って

おります。以上です。

〔渡辺〕 小宮さん、どうもありがとうございます。一昨日に公表されたばかりの第1次報告書の内容も含めまして、最新時点での状況をお話いただき、誠にありがとうございました。各企業のご意見も聞きたいというお話でしたが、第1次報告書の前にドラフトが出ておりまして、それに対して各国のパブリックコメントを求めているのですが、日本の経団連は、特に行動13の移転価格関連の文書化のところについて、相当強烈なと申しますか、はっきりしたコメントを出しているようです。

それでは、パネリストのお三方から順次ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。最初に青山さん、よろしくお願いいたします。

IV. G20／OECD を中心とした国際的な議論に対する意見

〔青山〕 小宮さん、2日前に公表されたばかりの資料を反映されたご説明で、非常に有益な情報をありがとうございました。私からは総論と各論に分けてコメントと質問をさせていただきたいと思います。

〔現時点での評価と今後の進捗予測について〕

1点目は、今回第1弾のパッケージで、7項目について報告がされたわけですが、先ほどのご説明を承りますと、ハイブリッド・ミスマッチとか、ドキュメンテーションなどの一部の項目を除きますと、当初に期待されたような具体的な各国の制度のハーモニゼーションに直結する段階に至った結論を持った行動項目が少ない。先ほど中間報告的のご説明いただいたと思いますけれども、そのような項目が目立つように思います。

具体的な処方箋の提示に至りにくい原因はどのようなところにあったのかということについ

てお聞かせいただきたいと思います。そこは今回のプロジェクトがOECD加盟国の枠を超えてG20まで広がったことも関係しているのでしょうか。この辺のところで、今後の中間報告的位置付けの項目がこれから残った期間どのように進められるのかということも含めて、全体の流れをお伺いしたいというのが1点目です。

〔産業界からのインプット〕

次に、産業界からの具体的な声は恐らく古田さんがこの後詳しく触れられると思いますので、全体的な動向に絞りたいと思います。渡辺さんからは経団連の非常にアクティブなインプットのお話がありました。

私の知る限りは、経団連のそのような積極的なインプットというのは、本邦企業のアジア展開等の中で直面している難問を背景とした新たな二重課税リスク発生に対する懸念が背後にあるのではないかと思います。このような産業界からのインプットはどのようにOECDで斟酌されているのかということについてご説明が頂ければと思います。

〔BEPSへ取り組むG20のモメンタム〕

それから、先ほどのことともつながりますけれども、中間報告でまだ宿題が多いというところを見ますと、当初の厳格に期限を切った詳細なスケジュール感に比べまして、BEPSに取り組むG20のモメンタムがやや主要提唱国の間で陰が見られているのではないかという印象も正直持つわけですが、このあたりについてどのように評価されているのかということをお聞かせいただければと思います。

〔PE概念の抜本の見直しの見通し〕

各論に移りますが、項目1のところでは、電子経済の所得課税のところで準備的、補助的業務による除外の再検討とか、重要なデジタルブレイゼンスに基づく新たなPE概念の創設など、非常にドラスティックな選択肢が、まだオプションですけれども、提示されています。

他方、そのような提言が議論の俎上に上がっている一方で、具体的な実施に向かっているの

はどの領域かという点、先ほどのご説明にもございましたが、消費税のB2Cの徴収確保の分野のみではないかとも思います。そういった意味でのアンバランスがちょっと気になりまして、今後の進捗の見通しを承りたいと思います。

併せて、わが国をはじめ、AOAのソリューション提示段階で7条関係、PEの帰属については各国とも取り組んだわけですが、PEの定義についてはOECDも切り離して解決をしたということでした。OECD諸国の立場からは、途上国の拡張的なPE概念を念頭に置きますと、具体的にドラスティックなPE定義の改革に動きづらいという立場にあるのかなと思いますけれども、そのようなことがあるのでしょうか。これが各論の1点目です。

〔わが国でのGAAR立法化の検討〕

次に項目6についてです。条約濫用防止の提言のところでは主要目的テストの追加がその中心になると思います。主要目的テストは各国の国内GAARの中で税の利益を主たる目的とするというふうな要件の下で展開されている概念ですので、もしこの主要目的テストを中心とした条約上の新たな選択肢の方向で国際的な協調がスタートした場合に、国内法上のGAARを持っていないわが国では、租税回避否認のスタンスについて国内法と条約の規定のアンバランスが顕在化するのではないかなと思います。

そういう意味では今回の報告書の公表は、わが国でのGAAR立法化の検討を本格化させる契機となるのではないのかという印象を私自身は持ちました。ただ、ここの点は先ほど小宮さんが既に先手を打たれまして、最初のテーマのところでお答えになっておられますので、ここはあえてこれ以上お聞きすることはないと思います。

〔移転価格関連の文書化〕

最後に項目13の移転価格関連の文書化のところです。これについては先ほどご紹介いただきましたように、特に国別報告書の項目についてご尽力いただいて、いろいろなコメントを反映

した報告範囲の縮小ということは評価されると思います。

ただ、先ほどご案内のありました内容が確定しても、それを開示するやり方によっては現実的な二重課税のリスクというものが出てまいります。先ほど2つの方法をご説明いただきましたけれども、これについては恐らく本邦企業の目から見ると非常に関心を持って見ているのではないかと。まだ結論の出ていない開示方法について特に慎重に検討する必要があるのではないかと考えます。以上です。

（渡辺） 青山さん、どうもありがとうございます。それでは、次に、浅妻さん、よろしくお願い申し上げます。

（浅妻） 小宮さん、わかりやすい報告をありがとうございました。

〔電子商取引におけるPEについて〕

私のコメントは国際課税資料15～16についてです。オプションのAの電子商取引に関するPEについてです。電子商取引について1990年代からずっと議論されているのに、なぜまだ議論が続いているのだろう、と今日来ていらっしゃる方は思っているのではないかと思います。私のコメントは、PE概念を変えて電子経済に対応するのは、条約の構造に照らして無理であろうというものです。

今日の午前のご報告で岡村先生がハイブリッド・ミスマッチとか、利子控除が法人税の根幹に関わるのではないかとおっしゃっていましたけれども、電子商取引に関する問題というのが租税条約の体系的な欠点を突いていると考えるからです。

PE課税がいいのか、それとも、源泉徴収課税がいいのかということは、今年の春に21世紀政策研究所で青山さんの座長の下で報告書を書く機会を頂きましたので、そちらを読んでいた

だければと思うのですが、もう少し根源的な話として、最近の中里実先生還暦記念の『租税法と市場』の中でPEについて書くことができましたので、そちらの方を今日はお話したいと思います。

というのは、PE なければ課税なしというルールが1920年代に固まっていったわけですが、一般的な説明として、PE なければ課税なしというルールが執行の観点から作られたと考えられています。物理的な拠点がなければ、課税はやりようがないと当時は考えられたということです。それはそのとおりなのですが、本当にPE なければ課税なしが当時唯一の選択肢だったのかというと、そんなことはないだろうと私は思ったわけです。

例えばフランス法人がドイツに経済的に進出しているというときに、フランス法人がドイツに支店を持っている場合だけがドイツが課税できる場面だというのではなくて、フランス法人がドイツに関連会社を設立しているという場合だったとしても、フランス法人のドイツ源泉所得を何らかの基準で決めたうえでドイツが課税しようとしたならば、執行は不可能ではないわけです。支店がなければ課税ができないと言われているわけですが、子会社がある場合だって、やろうと思えばできないはずはないだろうということです。これは現在の話ではなくて、1920年代を念頭に置いたコメントです。

ということは、PE なければ課税なしというのは、執行できないからだと言われていたのですけれども、それだけではなくて、親会社、子会社というのは別々の企業であると考えとか、本店、支店というのは別々の企業であると考えとか、そういったアームズ・レングスの発想が1920年代の国際連盟のときに採用されたということです。PE なければ課税なしということとアームズ・レングスの発想をセットで当時は採用したということが現在の租税条約の体系をなしていると私は理解しております。

そうしますと、電子経済について報告書を見

ますと、例えば5条4項をなくすという話は租税条約の体系を崩さずに可能であろうと思いますが、物理拠点がなくても何とかPEは認定しましょうという場合は、拠点がありません。そこで何か事業活動を行っているわけではない。単にお客さんがいるだけです。お客さんがいるというだけで課税権を認めるということはないというのがOECDモデルの根幹をなしておりますので、お客さんがいるところに課税権を認めましょうというのがどうしても租税条約の体系に合わない考え方です。

電子経済についてPE概念を書き換えましょうと言いだしますと、どうやって親子会社間のアームズ・レングス・プリンシプルと整合的にルールを作るのかという問題が絶対に出てきてしまいます。もしも電子商取引について、かつてバーチャルPEなどと言われていましたが、PE概念を新しく作りましょうということになると、アームズ・レングスを一部あきらめなければいけない、ということになります。しかし、2000年代にさんざん議論してAOAを頑張って決めたわけですので、少なくとも今後10年ぐらいは無理なのではないかなというのが私のコメントです。

(渡辺) 浅妻さん、どうもありがとうございました。それでは、最後に、古田さん、よろしく願いいたします。

(古田) 小宮さん、懇切丁寧なご説明をどうもありがとうございました。私の方からは予測可能性、或いは法的安定性の観点、或いは事務負担軽減の観点からのお願いを特に次の4点に関してさせていただければと思います。

〔BEPS について〕

1点目は全般的なことですが、BEPSの議論の発端は、ご承知のように、欧米企業のタックスプランニングを駆使した過剰な税逃れにある



と理解しております。そもそも日系企業の多くはこのような手法を導入しておらず、誠実に税務業務を行う真っ当な納税者であると思われます。

公平な競争環境を整備するという意味で必要ということは理解いたしますが、現状の日系企業に100%フィットするものではないため、さまざまな形でOECD事務局に対して今まで以上に提言していく必要があると感じております。財務省、国税庁の皆様方には、このようなアクションに関しまして、今まで以上にバックアップをお願いしたいと感じております。既に租研の場におきましてOECDでの議論を適時にフィードバックいただく等ご協力いただいておりますが、今後ともこのような機会を少しでも多く設けていただければと感じております。

さらにBEPS行動計画がカバーする領域は非常に広く、国際課税分野全域を網羅しているといっても過言ではございません。従いまして、行動計画で取り上げられている全てを理解することは、専門家にとっても容易なことではないと思われます。特にOECDでの議論は、種々のテクニカルワードを駆使した、最先端の税理論に関わる領域が取り扱われていると感じてお

ります。既に租研の場等を通じてさまざまな機会においてご説明いただいておりますが、特に国内法制化等が見えてきたものにつきまして、現在まで以上に納税者を対象とした、わかりやすい情報発信の機会をさらに増加、充実いただければと思います。

〔行動計画2について〕

2点目が行動計画2についてです。2国間での取り扱いが異なることを利用して両国の課税を逃れる、いわゆるハイブリッド・ミスマッチに対する措置といたしまして、特に他国における課税上の取り扱いを踏まえて、自国における課税上の取り扱いを定めるリンキングルールというものが提案されております。

二重非課税を防止するという側面は確かに必要と思われますが、このルールにおいて、納税者自身が他国の課税上の取り扱いを確認して、個別に判断しなければならないとなると、納税者側で全てのケースを判断するのは過剰な負担が強いられるということになると思います。

例えば対象となる取引を少し限定するとか、或いはリンキングルールの適用ケースをリストアップして、納税者にわかりやすい形にする等のサポートがないと対応困難な面が存在いたし

ます。このような措置を可能なかぎりご検討いただければと思います。

〔行動計画6について〕

3点目が行動計画6についてです。現在、こちらに関しましては、いわゆる条約濫用防止の対抗策が検討されていると理解しております。その中でいわゆる特典制限条項（LOB条項）と主要目的テスト（PPT）の組み合わせが提案されております。

第三国の居住者が形式的に締約国の居住者となることにより条約の特典を濫用する、いわゆるトリートメントショッピングの防止が主な目的であるというようですが、こちらに関してしましては、これは多分に個人的な見解になってしまいますが、組み合わせ措置は少し厳し過ぎるよう感じます。

特典を得るための事前届け出の事務負担も決して無視できるレベルではないということを考慮いたしますと、LOBだけでも十分ではないでしょうか。或いは納税者側で事前届け出をする際に選択できるような措置があればと感じております。租税条約自体の改訂作業のさらなる促進と合わせてご検討いただければと思います。

〔行動計画13について〕

最後に行動計画13についてです。国内法制化のスケジュールに関しまして、OECDはマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書（カンントリー・バイ・カンントリー・リポーティング）、その3種類の作成を勧告しております。

このうちマスターファイル、国別報告書は親会社で作成するとされています。グローバルに事業を展開しているいわゆる日系多国籍企業におきましては、多数の海外現法を有するにも拘わらず、コーポレートの税務担当は本国における申告や調査対応に特化しているところが多いと思われます。つまり、マスターファイルや国別報告書を取りまとめる陣容やデータベースが整理されていないのが現状でありまして、これらの書類を準備するためには、グローバルな税務対応全体をコーポレート主導型に変更すると

いうような組織的な対応やシステム対応も含めまして、かなりの時間やコストを要すると思われます。このような点を考慮いたしますと、国内法制化にあたりましてある程度の準備期間、或いは猶予期間を設けていただくことをぜひともご配慮いただければと思います。ご検討のほどお願いいたします。

続きまして、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書の開示範囲についてです。3つの書類に共通して言えることですが、また、極めて事務的な観点からのご希望ということになってしまいますが、例えば開示範囲の中に主要な関連者間取引等という場合、この「主要な」という文言の範囲に関しまして、書類作成はどこまでを開示範囲として捉えればいいのか把握しづらい面がございます。

いわゆる重要性に関しての問題と思われますが、一概に全てというのは事務負担軽減の観点からも非現実かと思われますし、処理時に範囲が明確になっていない場合、現場が混乱してしまう可能性もございます。このような範囲につきまして、開示範囲のミニマイズ化等の検討と併せて、曖昧な部分をできるだけ排除いただようご検討いただければと思います。

最後に報告書の提供方法についてですが、マスターファイル、国別報告書の提供方法につきましては未だ、交渉の余地があるとお伺いしております。選択肢といたしましては、各国のご当局へ提出する場合、現法から直接提出する方法と情報交換規定等を活用してご当局のネットワークの中で処理する方法が議論されているようですが、ぜひともご当局同士で処理いただく方法をご推奨いただきたく考えております。

特にJV等の場合、相手国株主が当該JVではパートナーであっても、他の事業分野ではライバルであるという場合等がございます。他の無関係な事業そのものに影響を及ぼす可能性もあり、この点につきましては寛大なご配慮をお願いいたします。以上です。

(渡辺) 古田さん、どうもありがとうございます。
ました。

それでは、ただ今の意見、ご質問につきまして小宮さんの方からどうぞ発言をお願いいたします。

(小宮) 皆様からご意見、コメントを頂きましてありがとうございます。以下、また順不同でお答えをさせていただきたいと思います。

〔合意形成の必要な課題〕

まず総論的なところからですが、青山さんの方からまだ中間的なものがかなり多くて、それはG20で議論を行うことにしたからではないか。また、そもそもモメンタムもやや陰りがちではないかというようなご指摘、ご質問を頂いたところです。

私からもご説明申し上げましたように、今後さらに検討を詰めていかなければいけない課題というのはかなりございます。これは必ずしも1つの原因が特定できるというわけではないと考えております。ここは完全に個人的な感触になります。

確かに参加者が増えれば、多様な意見が出されてくるので、より合意形成に腕力といいますか、力が必要になってくるわけですが、他方で、この1年という短い期間の中でこれだけ多くの項目について関係国が歩み寄ってこれだけの報告をまとめたというのは非常に大きな成果だと思っております。

また、いろいろな意見が出されていたわけですが、必ずしも先進国と新興国という対立構図だけではありません。例えば先ほど来申し上げている文書化の提供方法の話1つを取ってみても、先進国の中でも意見は分かれているという状況ですので、そこは必ずしも1つの特定の原因があるわけではないだろうと思っております。

また、かなり宿題が残っているということに

つきましては、詰めていくうちに各行動の相関関係がどうしても出てきてしまっているということがあるのだと思います。例えば先ほどの行動2のハイブリッド・ミスマッチにおきましても、行動3のCFC（外国子会社合算税制）との関係が出てきたり、電子経済につきましても、行動7のPE認定回避の問題との関係が出てきたり、どうしても2014年9月という期限までにかっちりとすべての結論を出しにくいのです。

2015年9月までの行動を検討した結果も踏まえて、さらに詰めていかなければいけない部分があるというのもまた事実です。そういう意味である一定程度の宿題が残っているということになるのだと思っております。

そういう意味ではこの1年間でこれだけまとめており、かなり対立した行動もあったわけですが、最後は一定の結論を出したということで、モメンタムは決して私から見ているとそんなに下がっていないだろうと思えます。

この辺は、先ほど申しましたように、この週末に開催されるG20の財務大臣会合で、さらに閣僚レベルでも議論が行われることになります。その結果も報道などでご覧いただければと思うところです。

〔PE概念の見直し〕

行動1につきましては、浅妻さんからアームズ・レングスを捨てない限りは機能しないのではないかというご指摘、それから、青山さんから今後の見通しについてもご質問を頂いているところです。

まずPE概念との関係ですが、PEの見直しは、浅妻さんもおっしゃられたように、ある程度できるのではないかというようなものもあれば、アームズ・レングスを捨てない限りではないかといったものも確かにあろうと思えます。

今回出されたオプションにつきましては、先ほど申しましたような詳細な評価、或いは影響の検討がまだ済んでおりません。今後この検討が進められていくわけですが、その課題

でまさにPEの見直しを行った場合に、そのPEに帰属させるべき利得というのはどういふふうにするのだというのが明示的に論点として挙げられておりますので、そういうところを検討した結果、どういふ取り扱いになってくるのかというところかと思っております。

今後の見通しですけれども、特にそういう意味で議論を尽くしていない項目がございますし、先ほど申したようにPEが問題であれば、他のPEの関係の行動計画と併せて議論することがありますので、いったん関連する課題については、関連する行動計画の議論の方に電子経済から球を投げる形になっております。

球を投げて、その答えが先方の検討の方である程度固まってきたらまた一緒になって検討しようという形で今後進んでいくのだろーと思っております。従って、また1年かけて議論を続けていくことになりますので、機会を見てご報告させてもらえればと思っております。

〔リンキングルールについて〕

行動2のところでは、古田さんからリンキングルールについてのご意見を頂いたところです。リンキングルールは、ご指摘のように、自国の租税の取り扱いを他国の租税の取り扱いにリンクさせるということで、確かにかなり執行的には難しい部分が出てくるというのは事実だと思います。

従って、二重非課税の排除という政策目的とコンプライアンス・コストのバランスを図っていくことが重要だということは報告書でも示されているとおりですし、報告書の中身につきましても、関連者間での取引に適用範囲を限定するといった実務への配慮も一定程度はなされております。

また、具体的な取引の範囲につきましても、例えば投資ビークルへの適用はどうするのかといったことは今後の宿題みたいな形になっておりますし、ある金融商品が相手国ではどういふふうに課税上取り扱われているのかという情報をどうやったら自国にいてわかるのかという情

報の共有方法についても今後の課題であると示されているところです。

いずれにしてもこのリンキングルールについては、勧告を実施していくための具体的な指針というものをコメントリとして来年の9月までに取りまとめて、公表するということになっておりますので、そういった議論を続けていくということになろうかと思います。われわれとしてもそういった議論には積極的に参画をしていますが、さまざまな産業における実態や影響などを考慮しながら検討を進めていきたいと考えているところです。

〔LOBとPPT、導管取引防止規定の導入〕

行動6については、古田さんからLOBとPPTの組み合わせについてやや事務負担が多いのではないかとご指摘を頂いております。また、青山さんからはGAARの追加というのはという話もございました。そこは先ほどご指摘をさせていただいたところです。

ですから、古田さんのご質問に関しては、LOB単独でというお話というのは当然あろうかとは思っております。ただ、LOBしか持っていない国も含めて、最少基準を今回は決めたという形になっています。先ほど申しましたように、LOBだけではどうしても対処できないような条約漁りのケースがあり得るということで、今回最少基準としてLOBとPPTの組み合わせ、PPTのみ、それから、LOBプラス導管取引防止規定という3つのパターンが勧告されておりますので、これを踏まえて、租税条約について検討していかなければいけないのかなと思っております。

わが国の租税条約におきましても、条約濫用防止の要請と納税者の負担のバランスに配慮しながら、各租税条約の特典の内容に応じて報告書と同様の措置を導入してきているところです。例えば2012年に署名をした日ニュージーランド租税条約ではLOBとPPTの両方、本年1月に署名した日オマーン租税協定ではPPT、2010年に署名した日蘭租税条約では

LOBと導管取引防止規定といった形での導入をしているところで、今後も必要に応じて適切に対処していきたいと考えているところです。

〔移転価格関連の文書化〕

行動13につきましても古田さんと青山さんからご指摘、ご質問を頂いております。文書の提供方法につきましては、先ほどもご説明いたしましたけれども、2つの意見が拮抗しているといえますか、子会社を通じて出す方がいいという国の方が実は多いのです。そういう状況で引き続き議論ということになっておりますので、今後とも納税者のコンプライアンス・コスト、或いは情報の秘密保持といった点には十分配慮しながら、われわれとしてもOECDの議論に参加していきたいと考えているところです。

ただし、BEPSプロジェクトは、先ほど申しましたように、国際的な協調の取り組みとして税の抜け穴をなくしていくという取り組みですので、どういう結果になるか。非常にこれから注意していかなければいけないところですが、国内的には何らかの措置は取っていかなければならないだろうと考えております。その際には、当然のことですが、企業の方々の事務負担については十分配慮していかなければいけないと思いますし、その意味で準備期間も十分配慮していかなければいけないと考えているところです。

〔情報発信について〕

最後はまた総論に戻りますけれども、これまで経団連を中心とした産業界からのインプットにつきましていろいろ頂いているところです。青山さんからどのように斟酌をされているのか。それから、古田さんからはむしろ意見出しのバックアップ、それから、情報発信を当局からももっとせよといったご意見を頂いたところです。

おっしゃるとおりで、今回の第1弾報告書の取りまとめにおきましては、OECD自身がパブリックコメント、パブリックコンサルテーションを行っておりまして、経団連をはじめ、産業界から積極的なインプットを頂いたというこ

とです。

これにつきましては、日本の当局としてもお礼を申し上げたいと思っております。このパブリックコメントやパブリックコンサルテーションを通じて非常に多くの建設的なご意見、特に実務側からのご意見を頂いたので、それを踏まえて、OECDの中で各国が議論を続けてきたというところなのです。その結果、いろいろな点で結論には反映がされているのだと思います。例えば先ほどのリンキングルールの範囲の問題とか、文書化の報告の項目の問題とか、或いは提供方法の問題についても、こういったインプットが契機になって議論が深まってきたと認識をしております。

そういう意味でもまさに今日のような場合は、われわれからしても、経済界、納税者の方々から貴重なご意見を頂ける機会です。また、これ以外にも租研の関係者の方々からはいろいろご意見を頂いておりますので、あらためて私からもお礼を申し上げたいと思っております。

先ほど申しましたように、今日ご報告したもので今後引き続き議論をしていくべき問題がございますし、さらに2015年9月、12月が期限のものについてはこれからが議論の本番ということで、さらにパブリックコンサルテーションが行われたり、パブリックコメントが行われたりということがあろうかと思えます。

それに向けては、引き続き経済界の皆様からご意見を頂戴しながら、議論に参加していきたいと思っております。私共からも引き続き折に触れて情報発信をさせていただければと思っておりますし、こういったご意見を頂戴できる情報交換の場を設けていただければと思いますので、引き続きご理解ご協力の程よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

（渡辺） 小宮さん、どうもありがとうございます。BEPSの議論はまだまだ「これを聞きたいのだ」というようなことがおありになるか



もしれませんが、今日は取りあえず15の行動計画のうちの一昨日に発表になりました7点を中心に議論をさせていただきました。

BEPS につきましてはいろいろなご意見があると思います。非常に短期間に、しかもいろいろな国が集まって、OECD だけではなくて、G20の8カ国まで加わって、ここまでまとまったのはすごいなというふうな感想が片方である一方で、「まだまだ入り口だけではないか。これからではないのか」というお考えもあろうかと思えます。

いずれにしても、すぐにこの後にG20があるようですし、また、その後もいろいろな議論が行われるようです。わが国としても大いに注視し、意見も言うべきは言っていくことが必要なかと思えます。

まだまだご議論の種は尽きませんが、ちょうど時間になりましたので、この辺で第2部を終わらせていただきたいと思います。

おわりに

(渡辺) 本日ご参加のパネリストの皆様には、それぞれのご見識に基づきまして大変貴重、かつ活発なご意見、ご質問を頂きまして誠にありがとうございました。

国際課税の世界は、私から申し上げるまでもなく、すごい勢いでこの数年間動いております。ちょっと目を離しておりますと、浦島太郎になったような感じになって、中身がわからなくなってしまうようなことですので、遅れないように注目してやってまいりたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、本日のパネルディスカッション「国際課税をめぐる現状と課題」を終わりにさせていただきたいと思えます。皆様のご協力、大変ありがとうございました(拍手)。